

令和 7 年 10 月 3 日

長野県議会（定例会）会議録

第 5 号

令和 7 年 9 月
第440回長野県議会(定例会)会議録(第5号)

令和7年10月3日(金曜日)

出席議員(55名)

1 番	竹 村 直 子	27 番	小 山 仁 志
2 番	小 林 陽 子	28 番	竹 内 正 美
3 番	林 和 明	29 番	宮 下 克 彦
4 番	勝 山 秀 夫	30 番	大 畑 俊 隆
5 番	グ レ ー ト 無 茶	31 番	寺 沢 功 希
6 番	奥 村 健 仁	32 番	共 田 武 史
7 番	青 木 崇	33 番	高 島 陽 子
8 番	垣 内 将 邦	34 番	荒 井 武 志
9 番	早 川 大 地	35 番	埋 橋 茂 人
10 番	佐 藤 千 枝	36 番	続 木 博 司
11 番	丸 山 寿 子	37 番	中 両 友 成
12 番	小 林 君 男	38 番	角 水 純 子
13 番	勝 野 智 行	39 番	清 池 長
14 番	加 藤 康 治	40 番	小 井 茂 人
15 番	小 林 あ や	41 番	酒 堀 孝 善
16 番	清 水 正 康	42 番	堀 内 昭 昭
17 番	向 山 賢 悟	43 番	依 田 喜 昭
18 番	山 田 英 喜	44 番	山 岸 一 郎
19 番	大 井 岳 夫	45 番	小 林 東 一 郎
20 番	丸 茂 岳 人	47 番	毛 利 栄 子
21 番	花 岡 賢 一	48 番	和 田 明 子
22 番	望 月 義 寿	49 番	宮 澤 敏 文
23 番	山 口 典 久	50 番	丸 山 栄 一
24 番	藤 岡 義 英	51 番	小 池 清 隆
25 番	川 上 信 彦	53 番	西 沢 正 隆
26 番	百 瀬 智 之	54 番	間 辰 一

55 番 佐々木 祥二
56 番 萩 原 清

57 番 服 部 宏 昭

欠席議員 (1名)

52 番 宮 本 衡 司

説明のため出席した者

知 事	阿 部 守 一	觀光スポーツ部	北 島 隆 英
副 知 事	関 昇一郎	国スポ・全障スポ 大 会 局 長	
副 知 事	新 田 恭 士	農 政 部 長	村 山 一 善
危機管理部長	渡 邊 卓 志	林 務 部 長	根 橋 幸 夫
企画振興部長	中 村 徹	建 設 部 長	栗 林 一 彦
企画振興部 交通政策局長	村 井 昌 久	建 設 部 リニア整備推進局長	室 賀 荘一郎
総 務 部 長	須 藤 俊 一	会計管理者兼 会計局長	柳 沢 由 里
県民文化部長	直 江 崇		
県民文化部 こども若者局長	酒 井 和 幸	公営企業管理者 企業局長事務取扱	吉 沢 正
健康福祉部長	笛 渕 美 香	財 政 課 長	塚 本 混 己
環 境 部 長	小 林 真 人	教 育 長	武 田 育 夫
産 業 政 策 監	田 中 達 也	教 育 次 長	松 本 順 子
産業労働部長	米 沢 一 馬	教 育 次 長	清 水 篤
産業労働部 営 業 局 長	田 中 英 児	警 察 本 部 長	阿 部 文 彦
観光スポーツ部長	高 橋 寿 明	警 務 部 長	長 瀬 悠
		監 査 委 員	増 田 隆 志

職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	宮 原 渉	議 事 課 主 事	片 桐 美代子
議 事 課 長	小 山 雅 史	総務課庶務係長	村 田 吉 弘
議事課企画幹 兼 課 長 補 佐	山 本 千鶴子	総務課主査	池 田 光
議事課担当係長	萩 原 晴 香	総務課主査	東 方 啓 太

令和7年10月3日（金曜日）議事日程

午前10時開議

行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑

陳情取下げの件（日程追加）

議員提出議案（日程追加）

本日の会議に付した事件等

行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑

請願・陳情提出報告、委員会付託

陳情取下げの件

議員提出議案

午前10時開議

○議長（依田明善君） これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、昨日に引き続き行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑であります。

●行政事務一般に関する質問及び知事提出議案

○議長（依田明善君） 次に、行政事務一般に関する質問及び知事提出議案を議題といたします。

順次発言を許します。

最初に、小山仁志議員。

〔27番小山仁志君登壇〕

○27番（小山仁志君） 皆さん、おはようございます。

特別支援学校に在籍する児童生徒が居住地域の小中学校に副次的な学籍を置き、地域の一員として学び合う副学籍制度。県内では、全市町村で導入されるようになり、居住地校において共同学習をする児童生徒も増加しています。一方で、その運用や活用につきましては、まだまだ市町村ごとに取組の地域差が生じています。まず、本県における副学籍制度の利用状況や市町村の取組の実態について、県はどのように把握し、認識をされているのか、伺います。

交流から共生へ。実現に向けた副学籍制度推進への課題の一つが、学校現場での負担感です。双方の学校間の調整や送迎に必要な教員、支援員も必要となることから、その確保が困難なため、希望しても手が回らないといった実態もあります。こうしたマンパワーの確保は、副学籍

制度の推進において大きなハードルとならないか、憂慮いたします。副学籍制度の調整や支援を担うコーディネーター等の配置強化に向けた見解と予算措置についての考えを伺います。

また、中学生になると、その利用は大きく低下しています。これは、教科担任制や学習進度の差の影響により、時間割調整の困難さ等によるものです。こうした課題に対し、中学生向けの交流・共同学習モデル校の設置や、ICT等のテクノロジーを活用した授業など、工夫を凝らした取組を行っていくことも考えられます。課題克服に向けた教育委員会の見解を伺います。

副学籍制度について、障がいのある児童生徒を受け入れる経験が少ない学校や保護者層では、不安や抵抗感もあります。一方で、副学籍制度を利用する保護者には、逆にそういう思いを持たれているのではないかという不安や申し訳ないような思いを持つ方もいます。制度に対する理解が浸透していません。副学籍制度について、教職員の理解醸成とともに、地域を巻き込んだ啓発、浸透を図っていくことも重要と考えますが、教育委員会の考えを伺います。

副学籍制度の実際の運用は、学校現場や市町村に大きく委ねられており、県として統一的運用指針が存在していないのが実態です。その結果として、積極的に共同学習を進めている市町村や学校がある一方で、ほとんど活用されない地域もあるといった地域差が生じています。子供たちの学びの機会も不公平さを来し、看過できない課題です。

まず、県としての基本的な考え方を明確にすること。その考え方を基にした各自治体の成果や課題を共有。必要な支援を強化しながら、まさに共生社会の礎となる制度として、学び合いの場を構築していくような「目指す姿」を明確にし、共有していくことが必要と考えます。県教育委員会の見解について、以上、これまでを教育長に伺います。

障がいのある人もない人も共に生きる長野県づくり条例では、障がいの有無によって分け隔てることのない、相互に人格と個性を尊重し合い、県全体で共生社会の実現に向けた取組を進めていくことが定められています。

副学籍制度を含めたインクルーシブ教育は、将来にわたり多様な人々が共に生きる力を育むための重要な基盤です。全国的にも早期に始まった本県の副学籍制度は、長野モデルとして全国に誇る制度です。共生社会実現に向けた基盤として、副学籍制度推進に向けた知事の所見も伺います。

本県の森林は、利用期を迎え、県では、主伐・再造林の加速化を図っています。ここ数年の再造林面積は年々上昇、令和5年度は434ヘクタール、森林づくり指針ではさらなる加速化に向けた目標が掲げられ、令和9年には1,000ヘクタールとされています。

主伐・再造林の加速化に当たり大切なのは、優良種子の安定供給です。優良な種子を苗木生産者に供給することに県は努めること、そして、県の責務が林業種苗法にも定められていますが、まず長野県の採種園、採穂園の運営状況について伺います。

種子は、気候変動をはじめ、様々な要因により、年によって豊凶の変動が大きくなります。この変動は、種子の安定供給を困難にします。また、カラマツの苗木生産が、今年度83万7,000本、来年度は99万本不足するといった新聞報道もありました。主伐・再造林拡大ペースと比較し、種子・苗木の生産体制が後追いにならないか、憂慮いたします。今後、森林づくり指針で掲げる造林目標に対し必要な種子の量を確保できる見込みなのか。県による種子の供給実績と併せて伺います。

母樹からの優良な種子の採取には、長期的な視点が必要です。安定的な優良種子の供給のためには、採種園、採穂園の将来を見据えた整備計画とともに、苗木の需給に対する正確な数値の把握と将来を見通した需給調査、そして、関係者との情報共有が必要と考えますが、県の対応状況について伺います。

現在の県内の苗木生産者は30名。県全体の苗木を生産し、供給しています。生産規模は様々ですが、林業サイクルにおいてなくてはならない重要な一翼を担っていただいている。

一方で、近年、高齢化や後継者不足などの課題にも直面しています。持続可能な苗木生産の実現のためには、多様な就労者の確保と育成は急務です。生産現場では、近年の猛暑に対する休憩所やトイレの整備、熱中症対策など、施設や就労環境整備のための支援も必要と考えます。苗木生産者の確保や就労環境改善に向けた県の対応策について、以上を林務部長に伺います。

〔教育長武田育夫君登壇〕

○教育長（武田育夫君） 特別支援学校に在籍する児童生徒の副学籍制度について5点御質問をいただきました。

まず、副学籍制度における市町村の取組実態の把握と県の認識についてでございます。

副学籍制度は、特別支援学校に在籍する児童生徒が、居住する地域の一員として、共に学び共に育つことを目指すもので、市町村教育委員会及び学校が地域の実情に応じて取り組んでいるものと認識しております。

副学籍を有している児童生徒数は、令和6年度末の時点で、県立特別支援学校小中学部全体の約7割にあたる1,034人となっております。また、各学校が行っている取組については、副学籍校との調整等を行っている副学籍コーディネーターや特別支援学校からの報告により把握しているところでございます。加えて、今年度、市町村教育委員会を対象に、取組の成果や課題についてのアンケートを実施いたしました。その結果、制度運用や取組内容に差が生じていることを改めて確認したところでございまして、その要因といたしましては、副学籍制度の導入時期の違いによってノウハウの蓄積に差が生じているものと認識しております。

続きまして、副学籍コーディネーター等の配置強化に向けた見解についてでございます。

特別支援学校に配置している副学籍コーディネーターは、交流計画の作成や交流準備、副学

籍校との連絡調整等を担っているほか、市町村教育委員会を訪問して事例紹介を行うなど、副学籍制度の普及促進にも貢献しているものと認識しております。

副学籍コーディネーターは、実施する市町村の状況を踏まえながら、令和元年度に2名、令和2年度からは4名、そして令和6年度から5名体制としたところでございます。副学籍制度を推進していく上で、副学籍コーディネーターの設置は有効な施策の一つと考えており、地域の実情を踏まえ、今後の効果的な配置について検討してまいります。

続きまして、中学校の副学籍制度利用低下に対する県の見解についてでございます。

県教育委員会の調査では、令和6年度に副学籍交流を実施した特別支援学校の児童生徒の割合は、小学部で37%、中学部で20%となっております。その要因といたしましては、議員御指摘のとおり、中学校においては、時間割調整の難しさや交流学習を組みやすい授業が限られていることなどが考えられます。

こうした課題に対して、例えば、文化祭やクラスマッチ、音楽会等の行事のほか、文化芸術分野の外部人材による事業を活用するなど、生徒同士の自然な交流を実施している例もあると聞いております。また、ＩＣＴ活用も有効な方法だと考えております。県教育委員会では、こうした事例を市町村教育委員会や中学校に紹介し、交流が進むように取り組んでまいります。

続きまして、副学籍制度に関わる啓発、浸透についてでございます。

副学籍制度の活用については、第4次長野県教育振興基本計画において、インクルーシブな教育の推進に向けた主な施策として位置づけ、市町村教育委員会へ制度に関する情報提供に努めてきたところでございます。

教職員や地域の理解を深めることは、制度を周知することだけでなく、交流により児童生徒の人権感覚が磨かれ、学びが深まる事実を伝えていくことが肝要であると考えております。今後は、制度の趣旨や交流の意義について、ホームページや広報紙などの活用を含め、様々な方法により地域等へ広く啓発、普及に努めてまいります。

続きまして、副学籍制度の基本的な考え方や目指す姿の明確化についてでございます。

長野県の副学籍制度は、地域の子は地域で育てるという理念の下、市町村教育委員会や学校が主体的に取り組むことが重要と考えております。県教育委員会といたしましては、市町村教育委員会や児童生徒、保護者、学校関係者等の意向を把握しながら普及に努めてきており、本年度は全77市町村で制度を運用する体制が整ったところでございます。

今後は、各市町村教育委員会の取組がより充実するよう、県教育委員会としての副学籍制度の運用の考え方や目指す姿等を分かりやすい形で整理し、取組事例を共有するなどして、子供にとってよりよい制度となるよう取り組んでまいります。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君） 私には、副学籍制度について、共生社会実現に向けた基盤となるよう推進していく必要があると考えるがどうかという御質問でございます。

副学籍制度の活用によりまして、特別支援学校の子供たちが地元の小中学校において同年代の友達との交流を深める機会を得ることができ、また、小中学校に通う子供たちにとっては、障がいへの理解を深める契機となるなど、この取組は共生社会の形成に資するものというふうに期待しております。

この制度は、例えば音楽会や運動会などの学校行事を一緒に行ったり、入学式や卒業式に共に参加したりするなど、その地域の仲間として一緒に活動できることに、子供たちや保護者の皆様方からも喜びの声が届いているというふうに聞いております。

本県の取組は、全国的に見ても先駆的なものであります。これまで、全ての特別支援学校の子供が活用できるようにするために、県教育委員会が、各市町村教育委員会に対して、先進事例の紹介も含め、丁寧な説明を重ねてきたところであり、御質問にもありましたように、本年度、全ての市町村で制度を運用する体制が整ったところであります。これまでの教育委員会の取組には感謝をしたいというふうに思いますし、市町村の皆様方の御尽力にも敬意を表したいと思います。

ただ、今議員の御質問にもありましたように、様々な改善すべき点もあるのではないかというふうに思っております。全市町村が取り組めたことがゴールではなくて、やはり多くの子供たちや保護者の願いをここからしっかりと実現していくことが重要だというふうに思います。

今後は、市町村教育委員会の主体性を尊重していこうという本県の取組のよさを残しつつ、多くの子供たちや保護者の皆様方が望むような形の交流、活動を実現できるようにしていくことが必要だと思います。引き続き、各学校、各地域が取り組む内容を充実することができるよう、教育委員会と共に取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

〔林務部長根橋幸夫君登壇〕

○林務部長（根橋幸夫君） 私には優良種子の安定供給につきまして4点の質問を頂戴しております。

まず、採種園、採穂園の運営状況についてでございますが、県では、県内の苗木生産者に優良な種子や挿し木苗を安定的に供給するため、県内に約35ヘクタール、8か所の採種園と採穂園を設置しております。

採種園では、成長に優れたエリートツリーや松くい虫に強い抵抗性アカマツなどの種子を、また、採穂園では、花粉の少ない杉の挿し木苗をそれぞれ採種しております。これらの園では、

種子や挿し木苗を取るための樹木でございます母樹を育成するとともに、採集作業がしやすい形状に仕立てているほか、下草を刈り払うなどの維持管理作業を定期的に行うなど、適切に管理しているところでございます。

続きまして、必要な種子量の確保の見込みと種子の供給実績についてでございます。

長野県森林づくり指針で掲げる令和14年度の再造林面積の目標、1,250ヘクタールに対しまして、必要となる種子の量は最大で約75キログラムを見込んでおります。この必要量に対しましては、段階的に県の採種園を整備することによりまして約64キログラムを貯い、残る約11キログラムにつきましては、県採種園以外の民有林から採集する優良な種子によりまして必要量を確保する計画としております。

また、直近の採種園からの供給実績でございますけれども、カラマツの種子が凶作でありました影響を受けまして、令和5年度25キログラム、6年度29キログラムにとどまっており、需要量を貯えておりません。このことから、民有林からの種子によりまして必要量を確保しているところでございます。

今後とも、採種園等の整備を計画的に進めるとともに、こうした凶作時のリスクも想定いたしまして、民有林からの採集体制や他県と調整して必要な苗木を確保する仕組みの強化など、再造林の拡大に支障が生じないよう取り組んでまいります。

続きまして、採種園等の整備計画と苗木の需給調査、関係者との情報共有への対応状況についてでございます。

県では、増加する苗木の需要に対応するため、長野県林木育種の今後の取組方針に基づきまして、エリートツリーや少花粉杉など、時代の要請に応える種子の安定的な供給を目指しており、計画的に採種園、採穂園の整備を行っているところでございます。

具体的な整備に当たりましては、凶作年の種子供給の課題に対応するため、適宜生産者団体の皆様から御意見をお聞きしながら進めているところでございます。苗木の需給については、毎年、林業事業体などの事業者からは3年先までの使用見込み量を、また、苗木生産者からは出荷可能量をそれぞれ御報告いただきまして、需要者と供給者が一堂に会する会議で共有し、需給の調整に活用しているところでございます。今後は、こうした機会を生かしまして、将来的な見通しを含めて、関係者との情報共有を一層密に行うことにより、調査精度の向上と苗木の安定供給に努めてまいります。

4点目でございます。苗木生産者の確保育成と就労環境改善に向けた県の対応策についてでございます。

主伐・再造林が進みつつある中、苗木需要の拡大に伴いまして、新たに苗木生産に関心を持つ方々からの問合せが増えてきておりまして、令和6年度以降、新たに五つの業者が生産事業

者として登録されたところでございます。

こうした状況を踏まえまして、苗木生産技術の向上と生産拡大を目的として、熟練した生産者や生産者団体と連携いたしまして、苗木のつくり方や管理の実例を学びます実践的な講習会を開催しております。これにより、技術の継承と新規参入者の育成を図り、継続的な苗木生産を支援しているところでございます。

苗木生産者の就労環境の改善に向けましては、作業施設等の整備に対する支援といたしまして、低利の制度融資の活用が可能でございます。今後とも、生産者団体の御意見を丁寧に伺いながら、苗木生産者の確保や就労環境の改善に必要な支援策につきまして検討を進めてまいります。

以上でございます。

〔27番小山仁志君登壇〕

○27番（小山仁志君）副学籍制度ですが、市町村や学校の主体的な取組に対し、教育委員会から大きな支援をお願いしたいというふうに思っています。

副学籍を持つ重度の障がいのお子さんが、居住地の学校の運動会でのダンスへの参加を楽しみにしていました。しかし、先生からは、「やっとみんなの動きがそろってきたから」と言われ、練習への参加をお母さんがやんわりと否定されてしまいました。運動会では、輪から外れて独りで踊るお子さんを見守るお母さん。共生社会、インクルーシブとは言うけれど、心が折れるような、諦めに近い思いに至られる方がいらっしゃいます。一筋の光は、運動会で「何でもっと一緒にやらないの」と言う他の児童たちからの声がけでした。子供たちの思いを大人の現場の事情が阻害していないだろうかと思うと、心が苦しくなります。地域に暮らす子供として、共生への諦めが当たり前に変わっていくような教育委員会の一層の取組をお願いいたします。

そして、種子と苗木の安定供給についてです。関係者との協議、連携を一層強化しながら、施策の推進に一層お取り組みいただくことをお願いさせていただいて、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（依田明善君）次に、垣内将邦議員。

〔8番垣内将邦君登壇〕

○8番（垣内将邦君）自由民主党県議団、上伊那郡区選出の垣内将邦でございます。通告に従い順次質問いたします。

まずは特殊詐欺の被害防止についてお尋ねいたします。

いわゆる「電話でお金詐欺」をはじめとする特殊詐欺は、今なお全国的に大きな社会問題となっております。警察庁のまとめでは、令和5年に全国で認知された特殊詐欺の被害額は約

453億円に上り、前年より増加しております。件数も1万9,000件を超えており、依然として深刻な状況が続いています。

長野県に目を向けると、令和5年の被害は、件数227件、被害額は約9億8,150万円に上り、前年からおよそ1.7倍に拡大したと承知しております。これは、一地方の数字とはいえ、県民の大切な財産が短期間のうちにこれほど失われた事実を重く受け止めなければなりません。

最近の傾向として、高齢者を狙った従来型のオレオレ詐欺や還付金詐欺に加え、SNSを利用した投資詐欺やいわゆるロマンス詐欺といった、より巧妙で心理的に入り込む手口が広がっています。特に、ロマンス詐欺は、孤立しがちな若年層や中高年世代もターゲットになり、年齢を問わず被害が広がっている点が新たな課題であります。特殊詐欺は、もはや一部の人だけの問題ではなく、県民全体に関わる深刻なリスクとなっていることを物語っております。

こうした状況に対し、県警を中心に、金融機関やコンビニエンスストアと連携した啓発や阻止活動が進められていることは承知しております。金融機関窓口での声かけやコンビニATMでの注意喚起により、未然に被害が防げた事例も報告されています。しかし、現実には、被害の拡大に歯止めがかかっていません。これまでの取組に加え、さらに一步踏み込んだ新しい対策が求められています。

そこで、お伺いします。本県が導入している防止機器、特に固定電話に接続する被害防止機器や、近年取組が始まったAIアダプターの設置状況、その効果についてどのように把握されているのか。導入の実績や評価について状況を伺います。

また、こうした機器は、県が単独で普及させるのではなく、通信事業者や販売業者との連携が不可欠です。契約や設置の段階で高齢者が自ら判断することは難しく、業者との連携体制を強化することで、より多くの家庭に防犯機能を広げられるのではないかと考えています。県として、こうした業者との協力関係をどのように構築していくのか。あるいは、今後どのように連携を進めていくのか。以上2点を阿部警察本部長に伺います。

さらに申し上げたいのは、この問題は警察だけの努力で解決できるものではないという点であります。高齢者の見守り活動に詐欺被害防止の観点を組み込むこと、若年層に向けた情報モラル教育や啓発の強化、相談体制や注意喚起の充実、そして企業や金融機関との協力体制の強化など、知事部局としてもしっかり役割を果たすことが不可欠です。

そこで、阿部知事にお伺いいたします。特殊詐欺被害の拡大を防止するためには、知事部局としても県警と連携して被害防止に向けた取組を進めていくべきだと考えますが、所見を伺います。

次に、障がい者と発達特性のある方の雇用促進について伺います。

障がいのある方が社会で働くことは、単に法定雇用率を満たすための義務ではなく、一人一

人が能力を発揮し、社会の一員として生きがいを持って生活できるようにするために不可欠です。特に、人手不足が深刻化している今こそ、多様な人材が活躍できる環境づくりが求められています。

労働局の調査によれば、長野県内の報告対象民間企業における令和5年6月1日時点での雇用障がい者数は7,662人、実雇用率は2.42%と過去最高を更新しております。全国的にも民間企業の実雇用率は2.4%と報告され、着実に数字は伸びています。しかし、一方で、法定雇用率の段階的引上げが進んでおり、現状の取組だけでは今後の目標達成は容易ではありません。

加えて、今年の新聞報道によれば、全国での障がい者解雇数が過去最多の9,312人に上ったとされています。長野県も前年の15人から139人へと急増しました。解雇理由の多くは事業所の廃止や縮小に伴うものでしたが、こうした現状を見れば、障がい者雇用が依然として不安定な基盤の上にあることは明らかであります。

一方で、障がい者雇用の先進的な事例も全国には存在します。川崎市の日本理化学工業株式会社は、社員の7割以上が知的障がい者のある方々で占められています。製造工程の工夫や、職場の支援体制を整えて、誰もが力を発揮できる仕組みを築くことで、高い定着率と生産性を実現してきました。経営者は、人は働くことで幸せを感じられると語っていますが、まさに共生社会の理念を具現化した企業であると感じております。私は、この事例は、適材適所であれば、障がいのある方も十分に能力を発揮できることを示す力強い裏づけであり、本県においてもモデルとすべき姿であると考えます。

そこで、伺います。現在、県では、企業向けの広報や理解を深める施策のほか、障がい者と企業とのマッチング支援など、障がい者雇用を促進するためにどのような取組をしているのか、米沢産業労働部長に伺います。

また、ここで近年大きな課題となっているのが、発達障がいや発達特性のある方々の雇用であります。発達障がいとは、自閉スペクトラム症、注意欠如・多動症、学習障がいなど、いわゆる発達特性のある方々を指し、その特性ゆえ、対人関係や職場適応に困難を抱える場合があります。

文部科学省の調査では、通常学級に在籍する児童生徒のおよそ8.8%に発達障がいの可能性があるとされ、全国的に診断件数は増加しています。

長野県においても同様の傾向が見られ、令和6年度発達障がいに関する実態調査では、小中義務教育学校全体における発達障がいの診断、判定を受けている児童生徒の割合は7.45%となっており、調査開始時の平成15年度から毎年増加しております。高い能力を持ちながらも、就職活動や職場定着に苦労する方が少なくないと言われております。こうした状況を踏まえれば、発達特性を理解し、適材適所で活躍できる環境を整えることが、本県の人才確保や共生社

会づくりにとって重要な課題であります。

このような背景から、県では、今年度から、発達特性のある若者の社会的自立や就労促進・定着につなげるため、神経多様性、ニューロダイバーシティの考え方の理解浸透を図る取組を始めました。推進員を県内2地域に配置し、企業への助言支援や取組の普及拡大を進めると承知しています。

そこで、発達特性のある方への就労支援の現在の取組状況及びニューロダイバーシティの普及拡大に向けた今後の取組について、酒井こども若者局長に伺います。

さらに、企業に対して障がい者雇用を促すに当たっては、行政自ら率先してモデルを示す必要があります。令和6年6月現在、教育委員会では、法定雇用率2.7%のところ、実雇用率は2.45%となっています。この原因をどのように分析し、法定雇用率達成のためにどのようなことを行っていくのか、武田教育長に伺います。

また、知事部局においては、令和6年6月現在で法定雇用率を上回っていると承知しておりますが、障がい者雇用のさらなる拡大に向けどのように取り組んでいくのか、須藤総務部長に伺います。

最後に、障がい者スポーツ支援について伺います。

私は、今週の日曜日、滋賀県で開催された「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ2025」の開会式に行ってまいりました。滋賀県の豊かな自然や歴史文化を最大限表現し、多くの県民が一体となってつくり上げた演出は、本当に感動的でした。参加者一人一人の思いが会場全体に広がり、まさに県民総参加の力が示された大会の姿を実感いたしました。

さらに、天皇皇后両陛下御臨席の下、全国から選手や関係者が集い、スタジアム全体が一体感に包まれた瞬間には、日本全体が一つに結びついたような気持ちになりました。

国スポ・全障スポという大会が持つ重みと意義、そして、開催地の魅力を全国に発信できる大きな力を改めて体感することができました。滋賀県のよさを肌で感じるとともに、県民が誇りを持てる大会とはこういうものだと強く心に刻まれました。

この経験を踏まえ、私は、改めて、2028年に本県で開催される信州やまなみ国スポ・全障スポに大きな期待を寄せております。長野県においても、県民総参加で準備を進め、大会を単なるスポーツイベントにとどめることなく、地域の魅力を最大限発信し、県民一人一人が誇りを持てる機会とすることが必要であると考えます。

大会局を設け、大会後のレガシー形成を掲げながら準備が進められています。1998年の長野冬季オリンピック・パラリンピックは、今なお県民の誇りとして語り継がれ、スポーツ振興や観光振興に大きな影響を与えました。同様に、2028年の両大会も、また県民にとって大きな財産となるべきものです。

しかし、現実を見ると、障がいのある方の日常的なスポーツ参加は依然として低く、スポーツ庁の調査でも、週1回以上のスポーツ実施割合は、一般の方と比べて大きな差があるとされています。大会を契機に参加を広げることはできますが、それを持続させる仕組みづくりこそが極めて重要であります。

そこで、伺います。障がい者スポーツを支える指導者の育成は喫緊の課題であります。県内には、長野県障がい者スポーツ指導者協議会や長野県障がい者スポーツ協会などの指導者育成に関係する団体がありますが、認定講習の拡充、研修や学校と連携したプログラムの実施を県が率先して進めるべきであると考えますが、県はどのような取組を行うのか、伺います。

また、競技参加の入り口を増やすためには、学校でのパラスポーツ体験、福祉施設とスポーツクラブの連携プログラムの創設、地域ごとのパラスポーツフェスタ等の定期開催などを行うことが必要だと考えております。県として、学校、スポーツ、福祉の関係者との連携強化にどのように取り組むのか。以上2点を高橋観光スポーツ部長に伺います。

さらに、2028年に本県で開催される信州やまなみ全障スポは、障がいのある方々に活躍の場を提供するだけでなく、県民全体が障がい者スポーツへの理解を深め、共生社会の実現に向けた機運を高める大きな契機です。県として現在どのような準備や取組を進めているのか。また、大会を一過性のものとせず、長野県に障がい者スポーツを根づかせるために、どのように振興へ結びつけていくのか。北島国スポ・全障スポ大会局長に伺います。

〔警察本部長阿部文彦君登壇〕

○警察本部長（阿部文彦君） 警察には特殊詐欺の被害防止について2点御質問をいただきました。

1点目、被害防止機器の設置状況やその効果等についてお答えいたします。

本年中は、8月末時点で、電話でお金詐欺の認知件数は172件、被害額は約8億7,000万円となっており、昨年同期と比べ、件数、被害額ともに増加しているところであります。犯人側からの接触方法につきましては、昨今携帯電話に対するものが増加してきているものの、依然として固定電話に対するものによる被害も数多く確認されておりましたことから、御指摘のとおり、引き続き固定電話への対策がとても大切であると認識しているところであります。

固定電話への対策といたしましては、常時留守番電話設定の推奨のほか、県警察や市町村で特殊詐欺対策用機器の無償貸出しを行っており、本年の8月末時点で358件の貸出しを行っているところであります。これまでのところ、これらの機器を使っている方からの電話でお金詐欺の被害に遭ったとの連絡、届出は確認されておりませんので、一定の効果があるものと認識しているところであります。

また、このほか、県警察では、NTTが提供するAIを活用した特殊詐欺対策用サービスに

関連し、そのA I アダプターの設置工事費の半額を補助する事業も行っているところであります。このA I アダプターは、令和7年3月末までに県内で785件設置されていると承知しており、実際に被害を防止した事例も複数確認されるなど、一定の効果があるものと認識しているところであります。

2点目、通信事業者や販売業者との連携についてお答えいたします。

県警察では、特殊詐欺、電話でお金詐欺の手口等について分析した結果を通信事業者、販売事業者等と共有し、対策の推進に生かしてもらうとともに、これら事業者の店舗等において被害防止に係るチラシの配布や掲示を行っていただいているところであります。今後とも通信事業者や販売事業者と緊密に連携しながら、必要な対策の推進を行ってまいります。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君） 私には、特殊詐欺の被害防止に向けて県警とも連携して取組を進めいくべきと考えるかどうかという御質問でございます。

県民の皆様方の安心・安全な暮らしを守るためには、この詐欺被害を抑止していかなければいけないというふうに思っております。

特殊詐欺被害の防止に向けては、被害の傾向や手口の変化等について県警とも情報共有を図りながら、県民文化部を中心に対策を様々進めているところでございます。近年、犯罪手口が巧妙化、多様化している中、福祉や教育をはじめ、幅広い分野の皆様方との協働が大切になってきているというふうに考えております。関係機関、関係団体等と連携を図りながら被害防止に取り組んでまいります。

また、具体的な取組としては、通常の広報啓発や出前講座に加えまして、若い世代の皆様方が特殊詐欺に加担することを防ぐためのパンフレットを県内の全中高生及び大学生に配付したり、また、県が事務局を担当して、防犯、金融、報道など様々な団体で構成する長野県消費者被害防止対策推進会議によります街頭啓発や特集番組の放送、また、高齢者世帯を戸別訪問しての注意喚起など、我々県行政だけでなく、様々な分野の関係者の皆様方と連携した取組を進めております。

また、今年度は、長野県安全で安心なまちづくり指針（仮称）の検討を進めておりますが、その中で、単にだまされないということだけでなく、たとえだまされても被害を防ぐという本県独自の新たな視点の対策にも重点を置いて、家庭内でのコミュニケーションの促進、地域ぐるみでの見守り体制の構築、金融機関やコンビニエンスストアでの声かけなどによる水際対策など、有効と考えられる取組を盛り込んでいきたいと考えております。

こうした発信も活用しながら、県民の皆様方が安心して暮らせる地域づくりに向けて、引き続き県警をはじめ、関係機関・団体と連携して取組を進めてまいります。

以上です。

〔産業労働部長米沢一馬君登壇〕

○産業労働部長（米沢一馬君） 私には障がい者雇用の促進に向けた県の取組について御質問をいただきました。

県では、ポータルサイトの運営を通じ、障がい者雇用に関する県・国の支援制度やイベント情報などを発信しているほか、セミナーにおいて先進事例の紹介や職場向け出前講座の開催、県内4か所に配置している地域コーディネーターによる個別支援などを実施し、企業の障がい者雇用の理解促進に努めています。

加えて、毎年9月の障害者雇用支援月間に合わせて、障がい者雇用フォーラムを関係機関と共に開催し、積極的に障がい者雇用に取り組む事業所と、職場のリーダー役など長く働いておられる障がい者御本人を表彰するとともに、共生社会を考える基調講演や関係者によるトークセッションを実施し、障がい者雇用の理解促進、機運醸成に取り組んでおります。

さらに、企業とのマッチングにおきましては、地域就労支援センター「Jobサポ」においてJobサポおしごと相談会を県下各地で開催するほか、障がい者御本人の希望や特性を尊重した伴走型就業支援を行うとともに、就職後のフォローによる定着支援も行っております。また、教育委員会とも協力しながら、特別支援学校等の生徒の職場実習を進め、障がいのある生徒の適性を踏まえた円滑な就職や職場定着につなげる支援も実施しております。

このほかに、従業員100人以下の企業が初めて障がい者を雇用した場合に交付する障がい者雇用はじめの一歩応援助成金について、今年度の助成額を30万から50万に拡充したほか、障がい者を雇用した場合の事業税の減免措置を3年間延長するなど、企業の経済的負担の軽減を図ることによっても障がい者雇用の促進を図っております。

今後も、これらの取組を、関係機関とも連携し一体的に実施することにより、希望する障がい者の皆様が一人でも多く就職に結びつくよう取り組んでまいります。

〔県民文化部こども若者局長酒井和幸君登壇〕

○県民文化部こども若者局長（酒井和幸君） 私には発達特性のある方への就労支援の現在及び今後の取組について御質問をいただきました。

まず、ニューロダイバーシティにつきましては、脳や神経の違いを多様性として捉え、尊重し、その違いを社会の中で生かす考え方です。

例えば、発達特性は、人の発達過程における自然な個人差の一つとして理解されるものとし、通常生活していく上で困難と思われる特性も、周囲の理解や環境調整等により強みともなり得るという考え方で、この考え方の浸透により、就労の促進、雇用の維持、生活の向上にもつながることが期待されます。

経済産業省でもニューロダイバーシティ経営の普及を進めており、その事例集には、適切な環境調整や職務の提供で生産性が向上した。配慮を必要とする人材の得手・不得手を整理する過程で他のメンバーも自ら不得手なことを発言しやすい心理的安全性が確保される職場になった等の紹介もあります。

県では、今年度、発達特性のある方への就労支援に向け、県内企業への様々な助言や職場環境の調整等を支援するニューロダイバーシティ推進員を県内2地域に各1名配置しました。発達障がい者支援の専門性を生かし、労働支援関係者などと連携し、企業への相談支援や研修会での事業説明等を行っております。企業を訪問する中で、例えば、現場責任者等が当事者との接し方や環境調整の方法に悩んでいる。社内研修をぜひ希望したい等の相談があり、継続的な相談を求める企業も出ている状況でございます。

今後は、企業の優良取組事例を取りまとめて普及させるとともに、ニューロダイバーシティの理念を企業のみならず県民にも広く周知し、その理解促進や就労の定着、離職防止等が進むよう取り組んでまいります。

以上でございます。

〔教育長武田育夫君登壇〕

○教育長（武田育夫君）法定雇用率未達成の原因、達成のための取組についてのお尋ねでございます。

障がい者雇用拡大を図るため、県教育委員会では、身体に障がいのある方を対象とした教員選考や一般企業への就職を目指すチャレンジ雇用職員の採用などに取り組んできているところでございます。

令和6年6月の時点では、法定雇用率達成のために必要な人数360人に対して327人の雇用にとどまり、33人不足する結果となりました。法定雇用率が未達成となった主な原因は、県立学校等において障がいのある方にどんな業務を担っていただくかということについて検討が十分に進まず、計画どおりに雇用が進まなかつたことであります。

このことを踏まえ、令和7年度からは、取組事例の共有のほか、新たな取組として、市町村立小中学校へのチャレンジ雇用職員の配置を進めているところでございます。こういった取組を進め、今後も引き続き障がい者の雇用拡大に努めてまいります。

〔総務部長須藤俊一君登壇〕

○総務部長（須藤俊一君）障がい者雇用率向上の取組についてお答えいたします。

知事部局及び企業局における法定雇用率は2.8%とされているところ、令和6年6月1日現在の実雇用率は3.12%で、法定雇用率を超えており状況でございます。今後、令和8年7月に法定雇用率が3%に引き上げられる予定であり、引き続き障がい者の雇用を推進することが必

要であると考えております。

障がい者の雇用に関しては、従来から、常勤職員の採用について、障がいのある方の職員採用選考を別枠で実施しております。さらに多様な勤務形態にも対応できるよう、非常勤職員の採用にも力を入れているところでございます。例えば、会計年度任用職員の募集・採用に当たりましては、一般の求人に先立って募集する障がい者優先枠を設けているほか、一般企業等への就労を目指す障がいのある方を対象としたチャレンジ雇用職員の採用も行い、障がい者の採用を着実に進めてきております。

今後、障がい者雇用をさらに拡大するためには、雇用の受皿となる職場環境の整備が重要となります。障がいのある職員が上司や同僚に気軽に相談できる体制を整えることや、チャレンジ雇用職員のサポートを行う障がい者活躍センターの配置といった相談支援体制を充実させ、引き続き障がい者の雇用の拡大に取り組んでまいります。

以上でございます。

〔観光スポーツ部長高橋寿明君登壇〕

○観光スポーツ部長（高橋寿明君） 私には障がい者スポーツの支援について2点御質問をいただきました。

まず、障がい者スポーツを支える指導者の育成についてのお尋ねであります。

障がいのある方がスポーツを行う際には、障がいの特性に合った指導や安全に配慮した形で取り組めるようサポートをする方の存在が必要であり、障がい者の皆様がスポーツを始めたり、続けていくために、指導者の育成確保は大変重要なことと考えております。

こうした指導者を養成していくために、県と県障がい者スポーツ協会が連携し、県内各地域で開催場所を変えながら、毎年パラスポーツ指導員の養成講習を実施しております。信州やまなみ全障スポを3年後に控える中、障がいのある方にとって身近な場所である福祉施設の職員や地域の総合型地域スポーツクラブのスタッフに対して講習の受講の呼びかけを行い、指導者の増加につながるようにこれまでも取組を行っているところであります。

今後は、さらに受講者の増加を図るため、競技補助員として障がい者スポーツ大会をサポートしてくれている大学生や企業の従業員の方々にパラスポーツ指導員の資格取得に向けて受講いただけるよう、所属する大学や企業とも連携した取組にも力を入れていきたいと考えております。

このほか、学校との連携による取組として、パラアスリートが学校に出向いて実施している県独自のパラスポーツ体験型事業「パラ学」を通じて、パラスポーツの楽しさと障がい者のスポーツ参加を支援する必要性について生徒と教員の方々に学んでもらうなど、パラスポーツの理解促進と人材確保の裾野の拡大にも取り組んでまいります。

次に、競技参加への入り口を増やすための関係者との連携強化についての御質問です。

議員からお話がありましたように、障がいのある方々が身近なところで楽しみながらスポーツに参加できる環境を整えていくためには、学校、スポーツ、福祉の関係者の方々と連携しながら取組を進めていくことが重要であると考えております。

これまでも、県においては、学校やスポーツ関係者と連携し、特別支援学校でパラスポーツ体験会を行うなど、スポーツ関係者と共に選手を育成する取組や、総合型地域スポーツクラブに対して、障がい者も参加できる大会や教室の開催を依頼して県から経費を支援する取組、そして、福祉関係者との連携では、障がい者が参加するスポーツ大会や教室等へサポートスタッフを派遣いただくなどの取組を通じて関係者と連携し、競技に参加しやすくなる環境づくりを行うことで競技人口の増加にも努めております。

さらに、各地域において障がいのある方のスポーツ参加を進めるため、県内10広域において地区障がい者スポーツ大会を開催しているほか、スポーツを通じた共生社会づくりを推進するパラウェーブNAGANOで障がいの有無や年齢にかかわらず出場できるボッチャの競技大会を4地区で開催するなど、楽しみながらスポーツに参加できる様々な機会を提供しております。

一方で、コロナ禍の影響もあり、地区障がい者スポーツ大会の出場者が減少していることから、今後、地域の福祉施設や事業所等の関係者と連携し、参加者の増加に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

信州やまなみ全障スポを契機として、障がいのある方々がスポーツに関心を持ち、そして、競技を続けていけるように、関係者の理解と協力連携の下で指導者の増加やサポート体制の強化を図り、スポーツを楽しめる環境のさらなる充実に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

〔観光スポーツ部国スポ・全障スポ大会局長北島隆英君登壇〕

○観光スポーツ部国スポ・全障スポ大会局長（北島隆英君） 私には信州やまなみ全障スポの準備状況と大会開催を障がい者スポーツの振興へどう結びつけるかについての御質問をいただきました。

最初に、準備状況ですが、本年、県実行委員会内に全国障がい者スポーツ大会専門委員会を設け、障がい者関係団体や競技団体と連携し、大会開催に向けた準備を本格化させております。具体的には、競技会場となる施設のバリアフリー調査のほか、大会運営を担う競技役員の養成支援、また、手話・要約筆記ボランティアや各県選手団のサポートを行う学生ボランティアの養成の準備を進めているところでございます。

大会開催を今後の振興にどう結びつけるかでございます。全国障がい者スポーツ大会は、全

国各地から多くの障がい者アスリートが集う国内最大規模の障がい者スポーツの祭典です。一人でも多くの県民がこの全障スポに関心を持ち、する、見る、支えるという様々な形で参画していただくことが、県民の障がい者スポーツの理解を深め、障がい者スポーツの振興、さらにはスポーツを通じた共生社会づくりの推進への絶好の機会となると考えております。

信州やまなみ全障スポの開催に向け、障がい者スポーツを支える人材の育成や競技施設等の整備とともに、県民の大会への関心を高める機運醸成などに取り組むことで大会後の障がい者スポーツの振興につながるよう、関係団体と連携し、推進してまいります。

以上でございます。

〔8番垣内将邦君登壇〕

○8番（垣内将邦君）ただいま御答弁をいただきました。

皆様にお伝えしたい言葉があります。先ほども述べましたが、社員の7割以上が知的障がい者の方で占める日本理化学工業の大山泰弘元社長はこう語っております。人間の究極の幸せは、第1に愛されること、第2に褒められること、第3に人の役に立つこと、そして、第4に人から必要とされることの四つです。福祉施設でただ大切にされ、面倒を見てもらうことが人の幸せなのではありません。自らの力を發揮し、働くことによって、誰かの役に立ち、必要とされる。こうした営みこそが人間を本当の意味で幸せにするのです。

私は、この言葉は決して障がいのある方だけに向けられたものではなく、全ての人に共通する普遍的な真理であると考えます。様々な詐欺におびえることなく、安心・安全、快適に暮らすことができ、誰もが好きなスポーツに汗を流し、一人一人が働く喜びを実感し、社会の一員として誇りを持って暮らせる長野県を築いていきたいと考えております。その思いを県民の皆様と共有し、共に考えていきたいと強く申し上げ、私の全ての質問を終わりにいたします。ありがとうございました。

○議長（依田明善君）次に、山口典久議員。

〔23番山口典久君登壇〕

○23番（山口典久君）日本共産党県議団の山口典久です。最初に、公共交通、バス路線の確保と利便性の向上について質問します。

今年3月に長野市の民間バス6路線の廃止が公表され、中山間地の高齢者、また高校生など、日常生活の足の確保が大きな問題になりました。この6路線は、それぞれ市営バスや乗合タクシーに切り替えて運行することになりましたが、利用者の間では利便性の後退が指摘されているところです。

さらに、8月には、新たに屋代須坂線の減便や撤退を含めた見直しが公表され、諏訪市でも路線バスの再編成が行われる計画と聞いています。ルートやダイヤの再編も含め、県民の暮ら

しや産業を支える重要な社会インフラである公共交通、バス路線の在り方が今問われています。

県内のバス路線の現状について伺います。政府が発表した25年版交通政策白書によれば、2023年度に廃止された全国の路線バスの距離は2,496キロで、前年度の1.5倍に一気に増加しています。事業者の経営悪化が目立ちます。バス車両30台以上を保有する217業者のうち、23年度の経常収支が黒字になったのは僅か26%とのことです。

2019年度以降、この5年間で、長野県内で廃止された距離、事業者の経営悪化の状況はどうでしょうか。また、運転手の高齢化、給与が低いことなどによる運転手不足が問題になっていますが、長野県内の運転手不足の実態について伺います。

長野県は、これまで、バス路線に対する赤字補填や、県がバス車両を購入し事業者に貸与する県有民営方式、事業者の運転手確保の支援などに取り組んできましたし、市町村も各種の対策を講じてきました。しかし、このままでは、バス路線の廃止・減便が雪崩を打つ交通崩壊が現実となりかねない危機的な状況であると考えますが、現状に対する県の認識を伺います。

令和6年6月に、長野県地域公共交通計画が策定されました。計画は、地域公共交通を民間業者の自助努力のみで維持していくことはもはや困難であり、官民連携の下、行政の主体的な関与により、地域公共交通の維持発展、利便性の向上を図るとしています。そして、必要な移動の保証を掲げ、通院は、圏域の中核的な医療機関に午前中に通院でき、午後の早い時間に帰宅できること。通学は、始業前に登校できて、下校は、授業終了後、課外活動終了後に帰宅できることなどを挙げています。

一方で、この間、廃止路線で代替手段が確保されても、高校の休憩時間や部活動などの活動時間の見直しを余儀なくされたり、土日が運休となる、また、路線が短縮されて乗換えが必要になる事態も生じています。

私がお話を伺った方は、中山間地にお住みで、免許証を返上し、御夫婦共にバスに頼っています。買物や行事への参加、文化活動などを制限されるとお困りでした。社会から取り残されたようだという声も聞いています。このように、実際は移動が保証されているとは言い難い路線もあるのです。

そこで、お聞きいたします。設置された公共交通活性化協議会では、住民参加と住民の声の把握を進め、市町村、福祉や教育関係等と認識を共有した上で課題の解決や要求実現に向けた取組を強めていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

通院や通学に係る定期代など、経済的負担を軽減することが欠かせなくなっています。例えば、通学定期代が毎月3万円以上になる地域もあります。また、相次ぐ運賃の引上げによって、負担が重くのしかかっています。通院や通学に係る定期代など、経済的負担の軽減策を地域公共交通計画のサービスの品質向上にしっかり位置づけて積極的に取り組むべきと考えますが、

いかがでしょうか。以上、交通政策局長に伺います。

県は、路線バス事業者への独自支援策として、運行経費の半分に加え、運転手の処遇改善を支援していく信州型広域バス路線支援制度を創設したところです。今までの枠を超えた取組として、バス路線の確保と利便性の向上に寄与することを期待するものです。

一方で、自治体内を走行し地域の移動を支える国の地域内フィーダー系統補助は、補助対象が限定的であること、予算の制約があり、執行額は申請額の半分にも満たないなどの課題があると聞きます。国に対して申請額の満額交付や補助率の引上げなどを求めるとともに、都道府県が地域公共交通を守る基金を設置できるよう要望すべきと考えます。

知事は、令和4年2月定例会で、小林君男議員の質問に対して、公共交通の未来に向けて、一過性の支援ではなく、日本の国土、人口構成の変化、地域の将来像などを踏まえ、抜本的な制度の見直しや支援策を国に求めたいと答弁されていますが、その後の状況について阿部知事に伺います。

〔企画振興部交通政策局長村井昌久君登壇〕

○企画振興部交通政策局長（村井昌久君） 私には4点質問をいただきました。

まず1点目の県内路線バス事業の実態についてのお尋ねであります。

まず、県内バス路線の廃止の状況につきましては、その後、代替手段が確保されているものがありますけれども、令和元年度からの5年間で合計707キロメートルの路線が廃止となっています。

続きまして、事業者の経営状況につきましては、把握できている範囲になりますが、県が運行欠損費を支援する路線バス事業者7社のうち6社において令和5年10月からの1年間の営業損益が赤字となっております。運転手不足につきましては、事業者からは、運転手の超過勤務や休日出勤等によりバス路線を何とか維持していると伺っております、さらなる担い手確保の取組が必要な状況にあります。

2点目の県内バス路線の現状の受け止めについてであります。

県では、これまで国と協調した運行欠損費補助や人材確保に向けた支援など、路線バスの維持確保のために積極的に取り組んできたところであります。しかしながら、人口減少に伴う利用者の減少や運転手不足等によって県内各地でバス路線の廃止・減便が相次いでおりまして、県の地域公共交通計画で掲げている通院、通学、観光の移動保証やその品質の確保が困難になりかねない状況であり、深刻に受け止めております。

地域公共交通を今後とも持続可能なものとしていくためには公的関与を強化することが必要であり、こうした考え方の下、信州型広域バス路線支援制度を構築するなどの取組を進めているところであります。

次に、3点目の公共交通活性化協議会における住民意見の十分な把握についてであります。路線廃止等に伴う代替手段の検討に当たりましては、住民の声を十分に把握することが極めて重要と認識しております。バス路線廃止に伴う代替手段につきましては、地域振興局単位で設置されている長野県公共交通活性化協議会地域別部会において議論をしております。この地域別部会には、市町村や交通事業者だけでなく、PTAやシニアクラブ等の代表者にも御参画いただきまして、住民目線からの御意見を頂戴しているところであります。

また、今年度、事業者から見直しの申出がありました屋代・須坂線の代替手段の検討におきましては、関係市町村とも連携しまして、沿線の高校に通う生徒や病院利用者の実態を調査しているところであります。引き続き住民の皆様の御意見を丁寧に聞きながら代替手段の検討を進めてまいります。

4点目の利用者の経済的負担の軽減についてであります。

公共交通に係る運賃につきましては、通院や通学で長距離の移動をする方々などから、高額な運賃が負担という声があることも承知しております。こうした中、交通事業者におきましては、定期券の通学割引等を自らの負担で実施しておりますほか、行政においても、一部の市町村が、地域の実情に応じ、高齢者や高校生への運賃助成を行いまして利用者の負担軽減を図っているところであります。

県では、公共交通に対して行政の関与を強化するという方針の下、信州型広域バス路線支援制度の創設など、事業者の経営基盤の強化を図るための支援策の充実や、国に対して、交通事業者が行う学割等の公的性質を有する運賃割引への支援について速やかな検討を求める旨の要望などを行っているところであります。こうした取組を通じまして、利用者の経済的負担の軽減につながるような環境整備に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君） 私には、公共交通に関連して、国に対してその後どう支援策を求めていけるのかという御質問でございます。

地域公共交通に関しては、何度もこの場でも申し上げているとおり、これまでの仕組みではもう限界だというふうに思っております。これまでの公共交通は、事業者の自助努力を基本にして、御質問にもあったように、支援も欠損補助を基本として行われていたわけですが、そもそもそうした発想ではもう地方の交通は成り立たないというふうに思っております。

一方、地域の皆様方の暮らしは、病院に行くにしても、高校に通うにしても、公共交通がなければ本当に生活自体が成り立たないという状況になっております。特に、今、私は国土交通省の交通政策審議会地域公共交通部会に臨時委員として参画させていただいておりますので、

国に対して強く発想の転換を求めているところであります。

具体的には、特に、都市部と違った地方においてはパラダイムシフトが必要だと。これまでの発想を抜本的に転換して、事業者の自助努力を応援するのではなく、行政が主導する取組に変えていく必要があるということ。それから、公共交通の支援に係る国の予算については飛躍的に増大させるべきことなど、私どものほうで出した提出資料で、例えば令和7年度の国土交通省の予算を見ますと、道路関係予算が約2兆3,000億円、地域公共交通関係予算、昨今は社会資本整備交付金も活用できるようになっておりますが、こうしたものを除けば、209億円と二桁違う状況です。道路整備も必要ですが、道路だけつくってバスも走れないような地域をどんどんつくってしまって本当にいいのかというのが私の問題意識でございます。

それから、交通体系については、中央集権的な観点ではなく、もっと地域で責任を持って決められるように権限を委ねてもらいたいと。法定の協議会もあり、関係の皆様方が集っているわけでありますので、国の機関が許認可をするということよりも、むしろ民主的な仕組みにもっと委ねてもらいたいということ。この発想の転換による行政主導、それから予算の飛躍的な増大、さらにはもっと地方に決定権を委ねると、この大きく3点を訴えさせていただいております。

つい最近も議論の中間取りまとめの案が示されたわけでありますが、その際にも改めてこうした主張をさせていただいたところであります。どうしても予算の関係等になると、各省庁が財務省に気を遣うのか何か分かりませんけれども、はっきりとしたことを書かない傾向がありますので、事務方が入れにくくても、長野県の知事はこういった主張をしていたということもいいから記載してもらいたいと主張させていただいたところです。まだどうなるか分かりませんけれども、そういう意味ではかなり強く求めさせていただいているところでございます。

国に対しては、引き続きこの公的関与の強化、それから財源の拡充、さらには公共交通の維持確保を図っていくための権限についてはもっと現場に近い協議会や都道府県に委ねてもらうように強く求めていきたいと考えております。

以上です。

〔23番山口典久君登壇〕

○23番（山口典久君） 路線バスの運転手不足の問題について一言提案をさせていただきたいと思います。運転手に直接届く支援として、つまり、経営基盤の強化はもちろん重要ですけれども、ダイレクトに運転手に届く支援として、県が給料に1人当たり年間20万円を上乗せしているところもあります。特に、自治体内の路線に関しては、長野県でもこうした直接支援の在り方をぜひ検討していただきたいと思います。

次に、リニア中央新幹線工事の要対策土問題について質問いたします。

リニア中央新幹線で飯田市に計画している長野県駅周辺の橋脚工事で、基準値を超える自然由来のヒ素などを含む要対策土が投入されています。また、豊丘村本山の発生土置場でも要対策土を処分する計画が明らかになっています。豊丘村本山の発生土置場は、伊那山地トンネルで発生した要対策土1.5万立方メートルを盛土造成に活用するものです。

JR東海は、要対策土には重金属の流出を抑制する不溶化、つまり溶けないようにする、そして固化、固める、そして被覆シートで覆うなどの対策を講じると説明しています。しかし、現地でお話を伺った豊丘村の水を守る会などの皆さんには、不溶化剤の酸性雨による溶解、境界層の劣化によるヒ素の漏出の危険性などを指摘しています。

豊丘村は、水道水の96%を本山を含む地元の山地の地下水に依存しています。発生土置場は、保安林が解除されたとはいえ、周辺は水源涵養林であり、地下水を下流域の住民に供給する山地です。ヒ素等が漏れ出せば、水道水や農業用水、生活用水を汚染する可能性が高く、また、本山最下流部の調整池付近には活動度Bの活断層が確認されています。村全体に関わるこの計画に、住民の不安が広がり、埋立処分をしないよう求める署名は短期間で500筆以上集まっています。そこで、要対策土の搬入は、地元の本山地縁団体の総会では受け入れが賛成多数だったと聞きますが、今後の環境影響評価の手続について環境部長に伺います。

JR東海が令和元年8月に作成した「豊丘村内発生土置き場（本山）における環境保全について」では、土壤汚染対策法に基づく土壤溶出量基準を超える自然由来の重金属等を含む発生土は搬入しないと明記していました。ところが、今年5月以降、豊丘村リニア対策委員会、全村民対象のJR東海の説明会、地縁団体総代会等で要対策土の搬入の意向が表明されました。当初の計画に反して要対策土を搬入することは、重大な方針転換です。住民の間では、なぜ搬入することになったのか、飯田市の松川工区や南木曽町から出た要対策土は県外へ搬出したのに、なぜ本山で処理するのかなどの疑問があります。

ところが、JR東海からは全くこの説明がなく、当然ながら住民から経過や理由の説明を求める厳しい声が上がっています。そこで、本山発生土置場への搬入について、長野県には報告や説明があったのか、伺います。加えて、情報公開や説明責任を果たさないJR東海の姿勢は、これまで度々問題になってきました。それは、長野県も直接JR東海に指摘してきたことだと思います。今回の件について県の見解と対応を伺います。

長野県内の発生土は約930万立方メートルと言われますが、要対策土は今後さらに発生することが見込まれます。県内での発生量の見込みや処分方法について、JR東海から長野県に対しどのような説明があったのでしょうか。あわせて、県はどのように対応されるのでしょうか。以上、リニア整備推進局長に質問いたします。

地方創生と長野県の将来について質問します。

2014年に始まった地方創生の大目標は、出生率の引上げと東京一極集中の是正でした。しかし、国の出生数は、2015年の100.6万人が、2022年には80万人以下となりました。本県の出生数も減少が続き、少子化に歯止めがかからず、総人口は200万人をついに割り込みました。

東京圏への転入超過は、19年には13年の1.5倍になり、コロナ禍で若干抑制されましたが、23年には再び増加しています。一方、長野県の人口移動を見ると、若者の転出超過が大きく、特に女性の転出が目立ちます。

この深刻な人口減少や一極集中を招いた要因について質問いたします。

この間、政府は、大都市圏においてデジタル化や大型開発を進めて、世界で戦える国際都市、稼げる都市づくりを加速させてきました。結局、一極集中が一層進みました。

一方、地方では、デジタル化の推進などによって、どこに住んでいても仕事や勉強ができ、必要な医療や福祉が受けられるとしてきましたが、実際はその逆の事態が進行いたしました。公共施設等管理計画で、公営住宅、集会所やプールなどが次々と廃止され、学校の統廃合も進められました。都市部との賃金の格差、公共交通の衰退など、地方で暮らし続けることがより困難になりました。

こうした深刻な事態を招いた要因について明らかにしていくことは欠かせません。地方創生の看板で、効率優先、自己責任を強調する新自由主義的な考えが、人口減少や東京一極集中と過疎、地方の疲弊を招いた根本的な要因と考えますが、いかがでしょうか。

知事は、6月定例県議会の議案説明で、「急速に子どもの数が減少する中で、子どもの医療費や保育料、学校給食費の負担軽減といった、子ども・子育て支援の根幹に関わる行政サービスについては、居住地に関係なく等しく受けられることが望ましいと考えます。このため、国に対しては全国的視野に立った責任ある対応を強く求めるとともに、地方税財源の偏在是正についても積極的に問題提起を行ってまいります」と述べられました。

しかし、一方で、学校給食費の負担軽減は、与党内でも一定の合意がされました。まだ動き始めていないようです。ほかにも、子育て支援は十分に進んでおりません。全国知事会長としての立場を踏まえ、学校給食費を含む子供・子育て支援の根幹に関わる行政サービスの全国一律での実現に向け、県としてどのように取り組んでいくのか。以上、阿部知事の見解を伺います。

地域医療、介護、学校、公共交通など存亡の危機にある公共サービスを守り、再生することは、安心して住み続けることができる地域づくりのために急務になっています。特に、医療機関においては、病院の6割、7割が赤字という経営難です。直接お話を伺ったある病院では、夏の期末手当が大幅にカットされたそうです。処遇の改善が進まず、大勢の職員が離職した病院もありました。また、介護の柱と言われる訪問介護は、各地で事業所の廃止、撤退が続き、

事業所が一つもない自治体が県内で10自治体を超えていいます。県民の健康と命に関わる事態であり、思い切った財政支援など早急な対応が求められていると考えますが、健康福祉部長に見解を伺います。

人口減少や一極集中を克服していく上でも、地域医療や介護を守る上でも、根本的には新自由主義的な考えにより失われた公共を地域から再構築していくこと、権限、財源の両面で地方自治を確立していくことが求められていると考えますが、阿部知事の見解を伺います。

〔環境部長小林真人君登壇〕

○環境部長（小林真人君） 豊丘村本山の発生土置場への要対策土搬入の計画に係る環境影響評価手続についてのお尋ねを頂戴しました。

現在のところ、JR東海から当初計画の変更に係る環境保全計画書は提出されていないという状況でございます。今後、JR東海から計画書が提出された場合、平成26年3月の環境影響評価準備書に対する知事意見の通知を踏まえまして、環境影響評価技術委員会での審議等必要な対応を図ってまいります。

以上でございます。

〔建設部リニア整備推進局長室賀荘一郎君登壇〕

○建設部リニア整備推進局長（室賀荘一郎君） 私には2点質問をいただきました。

最初に、豊丘村の本山発生土置場への要対策土搬入の計画についてです。

JR東海では、伊那山地トンネル坂島工区において、当初から要対策土を判定するための試験を実施することとしておりました。その一方で、トンネル区間内の構造物上面、上端から地表面の深さ、いわゆる土かぶりが深いなどの理由によりまして、令和元年8月にJR東海が公表いたしました環境保全についての計画の時点では、要対策土の発生の有無や発生量を予測することも困難であるため、豊丘村本山発生土置場に要対策土を搬入する計画とはしておりませんでした。その後、当該工区で要対策土が発生したことから、JR東海では本山発生土置場にも要対策土を搬入するよう計画を変更する方針と聞いております。

この豊丘村本山発生土置場への要対策土の搬入に関しましては、県も地元説明会に出席してその内容は承知しております。なお、JR東海からは、今後、地元の地権者団体との協議の内容について報告や説明を受けることとしております。

県としましては、地域の皆様の不安払拭が重要だと考えております。そうした声に対しまして丁寧に説明し、理解を得る必要があると考えていますので、JR東海に対して、地域の皆様への一層の丁寧な説明を求めてまいります。

続きまして、リニア中央新幹線工事の要対策土の発生の見込みについてです。

JR東海では、リニア中央新幹線のトンネル掘削による発生土につきまして、掘削後に試験

を行い、要対策土に該当するか判断することとしております。このため、事前に要対策土の発生量の見込みを示すことが難しい旨、JR東海から説明を受けているところです。

一方で、県としましては、工事の進捗に伴い、要対策土の発生が見込まれる場合は、速やかに地域の皆様に説明するとともに、その要対策土の処分、使用、それに対する管理方法を丁寧に説明し、工事進捗にもできる限り影響が出ないよう取り組むことが必要と考えております。

今後、県内で要対策土の使用が計画される場合には、地域の皆様の不安払拭のために必要な対応を行い、十分な理解を得ることをJR東海に対し引き続き求めてまいります。

以上です。

[知事阿部守一君登壇]

○知事（阿部守一君） 私には地方創生と長野県の将来についてということで3点御質問をいただきました。

まず、地方創生についての見解という御質問でございます。

これまでの取組は、各自治体が主体的に行う創意工夫を凝らした取組を国が後押しするという基本的な国の考え方の下で進められてきたわけでありまして、県や市町村は主体的に地域課題の解決に取り組んできたというふうに考えております。本県においても、例えば昨年度の移住者数が過去最多の3,700人を超えるといった状況など、地方創生の取組は一定の成果が上がってきてているというふうに考えております。

また、この地方創生の取組は、単純に新自由主義的だというふうには私は考えておりませんので、そこはちょっと見方が違うのかなというふうに思っております。

しかしながら、これまでの取組の中で、東京圏への過度な一極集中や少子化に歯止めをかけるといったところまでは至っていないわけでありまして、こうした点についてはさらに踏み込んだ取組、対策が必要だというふうに考えております。

企業や大学の地方への移転であったり、あるいは子供医療費助成等のナショナルスタンダード化であったり、こうしたことを進めていかなければいけないわけでありますが、私としては、地方の主体性を尊重していただくというこれまでの姿勢は重要だというふうに思う反面、国が責任を持って行うべきことは、やはり国に当事者、メインの役割を果たしていただくという姿勢がないと、地方に任せるだけではなかなか地方創生が進まない部分もあるんじゃないかなというふうに思っております。今後とも、国の考え方へ従うということだけではなくて、長野県独自の視点もしっかりと持ちながら、長野県が持続可能で活力ある地域となるように取り組んでいきたいと思っております。

それから、学校給食費を含む子供・子育て支援の根幹に関わる行政サービスの全国一律での実現に向けてどう取り組むのかという御質問でございます。

これについては、本県でも、子供医療費や保育料の負担軽減に市町村と一緒に取り組んでまいりました。ただ、全国的に見ると、自治体間の過度の競争を招いたり、財政力格差によってサービスのレベルが違つてしまったりと、全国の視点で見ると課題もあるというふうに思っています。そうしたことを考えれば、今申し上げたように、やはりこれは国が責任を持っていただくべき分野だというふうに思っております。

全国知事会としても、ナショナルスタンダードとなっているような施策については国が責任を持って対応するようにと求めていましたし、本県としても、これまで、子供医療費助成の全国一律制度の早期創設であったり、3歳未満児の保育料の無償化の早期実現であったり、こうしたことを探めてきています。

さらに、市町村からは、学校給食費について問題提起をいただいているので、こうした学校給食費の地域の実情に合わせた無償化の実現も国に対して要望していきたいと考えております。

最後に、新自由主義によって失われた公共を地域から再構築し、権限、財源の両面で地方自治を確立していくことが求められると考えるがどうかという御質問でございます。

急激な人口減少等で、地域社会の在り方は大きく変化しつつあります。そうした中で、県民の皆様方の安心した暮らしを守るために、先ほども御質問いただいた公共交通や、医療、教育、環境、こうした分野をしっかりと維持発展させていくということが大変重要だというふうに考えております。

本県のしあわせ信州創造プラン3.0の中の基本目標では、社会的共通資本を多様な関係者と共に維持発展させていくという方向性を示させていただいております。社会的共通資本の考え方は、御承知のとおり、故宇沢弘文先生が提唱された概念であります。若くしてシカゴ大学の教授になられ、御存命であれば、ノーベル経済学賞に最も近い方ではなかったかなというふうに思います。かつての同僚であった市場原理主義を進めたミルトン・フリードマンとかなり批判的な論争をした方としても知られているわけでありまして、まさにこの社会的共通資本の考え方は、経済学においていわゆる制度主義の立場に立って、人間的尊厳や市民的な権利を最大限守るという仕組みを目指して、多様な方々の参加による分権的、民主的、社会的な管理を重視している思想であります。

長野県としては、こうした考え方を中心にこれからも政策を進めていきたいというふうに思っておりますし、やはり地域の実情は様々違いますので、より分権的な社会の実現に向けてもしっかりと国に対して問題提起を行っていきたいと考えております。

以上でございます。

〔健康福祉部長 笹渕美香君登壇〕

○健康福祉部長（笠淵美香君） 私には医療機関や訪問介護事業所に対する財政支援などの早急な対応についての御質問でございます。

人口減少が進む中においても、県民誰もが安心して生活していくためには、日々の暮らしに欠かせない公共サービスの維持確保は重要であると認識しております。

こうした中、公定価格である診療報酬、介護報酬により運営される医療機関や訪問介護事業所を取り巻く経営環境は、物価の上昇や人件費の高騰など社会経済情勢の変化を背景に、極めて厳しい状況にあります。

こうした状況を踏まえて、県といたしましては、適切な診療報酬及び介護報酬の改定を行うよう国に対して要望を行ってまいりました。特に、訪問介護につきましては、本年8月12日に知事と共に厚生労働省へ赴き、地域の実情に応じた報酬設定、地方への国費の充実など制度改革、適時適切な報酬改定の3点について直接要望を行ってまいりました。

加えて、県としては、経営環境が厳しい訪問介護事業所に対し、担い手確保に向けたヘルパー同行支援や経営改善支援、介護職員等の一時金などによる人件費の改善や介護助手を募集する取組などへの支援、処遇改善加算の新規取得に向けたアドバイザー派遣などに取り組んでいるところです。

また、医療機関への財政支援につきましては、不採算でありながら県民生活に不可欠な医療を確保するため、精神疾患と身体的な病気やけがの両方の治療を必要とされる方を新規に精神病床で受け入れる医療機関に対し助成することとし、9月補正予算案として計上させていただきました。さらに、来年度当初予算に向けては、救急医療や周産期医療などその他の政策医療についても県として必要な支援策の検討を進めてまいります。

医療・介護のいずれも、次期報酬改定に向けて国で検討が進められているため、その動向も注視しつつ、誰もが安心して暮らし続けられる長野県を目指し、今後も必要な要望や支援を行ってまいります。

以上です。

〔23番山口典久君登壇〕

○23番（山口典久君） 子供、そして子育て支援の根幹に関わるサービスについては、国が本当に役割を果たすべきだと思います。同時に、それを進める上でも、地域から、地方からの取組をつくりていく、広げていくことが大事だと思います。もちろん、それには財源的な対応措置も必要となります。長野県からも大いにこういう根幹に関わるサービスを広げていくことを求めまして、質問を終わります。

○議長（依田明善君） この際、午後1時まで休憩いたします。

午前11時38分休憩

午後1時開議

○副議長（中川博司君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、服部宏昭議員から本日午後欠席する旨の届け出がありましたので、報告いたします。

続いて順次発言を許します。

勝野智行議員。

〔13番勝野智行君登壇〕

○13番（勝野智行君） 公明党長野県議団、松本市・東筑摩郡区の勝野智行です。私見を交え、通告に従い質問させていただきます。

初めに、県営住宅の課題について。

一昨年の令和5年11月議会の一般質問では、県営住宅の課題について個別にお伺いいたしました。令和3年度からの住宅の「5R」プロジェクトを柱とした取組の推進や子育て世帯向け改修等も評価するところであります。これらハード面と併せて、入居者の高齢化と自治会活動の停滞という課題に対するソフト面での支援も必要と考えます。

県では、昨年度、松本市内の並柳団地で、空き住戸を活用した「みんなの居場所並柳団地なごみ」が開設され、住民同士の支え合い活動に取り組めるようにしていただきました。このことにつきましても評価をするところであります。同議会の時点では、同団地における活性化策を模索中で、この取組等を横展開したいとのことでもありました。その後の他団地への取組状況についてお伺いいたします。

また、私の自宅近くの団地における出来事でございますが、独り暮らしの住民の様子がおかしい、中で倒れているのではないかと案じた同じ棟に住んでいる方が、民生委員や住宅供給公社に連絡、警察にも連絡をして、何とか一命を取り留めたという事件がございました。しかし、このとき、親族情報が全くなかったため、病院を含めて関係者が大変に困ったということでございました。高齢単身入居者の異常を察知し、親族等へ連絡する仕組みの導入が必要と思いますが、見解を伺います。

次に、県営住宅における共益費の徴収についてお伺いいたします。

県営住宅の共用部に関する電気代、水道代等は、入居者の方々が共益費として負担しており、各団地の自治会の役員の方が定期的に各住戸を訪問して徴収しております。しかしながら、入居者の高齢化の進行に伴い、徴収に困難を來すケースが増えております。また、共益費の支払いを拒む方への対応など、共益費をめぐるトラブルも多いと伺っております。

私の地元松本市の県営住宅を有する自治会の方々より、以前から、共益費は家賃と一緒に徴収してほしいとの強い声をいただいてきたところでございます。共益費は払いたくないからう

ちの前の廊下の電気は消してくれなどと言われたり、あからさまに嫌な顔をされたり、居留守を使われたりと、集金を担当する方々の御苦労は大変であります。こうした団地の課題に対して、東京都や大阪府のほか、県として共益費を徴収している自治体が全国に存在いたします。例えば、東京都では、住宅共用部分の管理について、自治会から希望のあった項目を都が実施し、その費用を共益費として毎月の家賃とともに徴収しております。都では、共益費の徴収や各種料金の支払いを行う費用として4.5%の附帯事務費を上乗せしておりますが、それでも全団地のうち約1割強の団地がこの制度を利用しております。

また、先日会派で神奈川県に伺い、県による共益費の徴収制度についてお聞きしてまいりました。神奈川県は、本年7月から、自治会に代わり、県が共益費、共有部分の光熱水費に1世帯につき100円の事務コストを加えて維持管理料として徴収し、管理する制度を創設。現在は200団地中7団地のみでの実施ということですが、どの先行自治体も、こうした制度に住民の合意形成ができた団地について実施できるとしております。

長野県におきましても、同制度を創設すれば確実に需要があると考えます。神奈川県で制度導入後の評価もお聞きしましたが、利用している団地では多くの喜びの声が上がっているということでございます。また、今後は、自治会ごとに取扱いが異なる清掃や草刈りなどにつきましても、費用を共益費として徴収し、指定管理者の業務として実施することを検討しているということです。これまで自治会が徴収してきた共益費を県が徴収する場合には、整理すべき課題があると思いますが、自治会の負担軽減に向けて検討していく必要もあると考えます。

また、入居者が高齢になっても引き続き安心して暮らしていただくためには、この共益費の徴収に関する課題について着実に検討を進めていくことが必要だと考えます。

そこで、伺います。県営住宅における共益費の徴収について、現在の状況をどのように承知されているのか。また、長野県として徴収することについての見解について、以上全ての質問を建設部長に伺います。

〔建設部長栗林一彦君登壇〕

○建設部長（栗林一彦君） 私には県営住宅に関して3点の質問をいただきました。

1点目は、県営住宅における支え合い活動についてのお尋ねです。

議員御質問のとおり、並柳団地では県民参加型予算を活用した「みんなの居場所並柳団地なごみ」が昨年9月に開設され、入居者同士の支え合い活動に取り組んでいるところであります。

このなごみの取組に当たりましては、町内会をはじめ、地域活動の支援団体、大学、学生、県といった様々な伴走支援者がそれぞれの立場で連携協力し合って事業開始に至っております。

こうした取組を広く知っていただき、他団体でも横展開することを目的に、支え合いのネットワークをテーマとしたシンポジウムを本年9月に松本で開催し、11月には長野での開催も予

定しております。松本でのシンポジウムには、県営住宅の入居者をはじめ、自治会関係者、地域活動支援者の方々などが参加され、地域の支え合い活動の参考になったとの声をいただきくな一定の成果があったと認識しております。

今後とも、シンポジウムの開催などを通じて、アンケート調査によるニーズの把握や協力体制の構築に努めるなど、関係機関と連携の上、他団地への横展開に向けて取り組んでまいります。

2点目は、高齢単身入居者の異常を察知する仕組みについてのお尋ねでございます。

単身高齢者をはじめとした入居者の安否確認については、県が委嘱した管理人が状況把握を行うとともに、異常があった場合には建設事務所や県住宅供給公社等に報告することとしております。また、親族など緊急連絡先の届出についても、あらかじめ入居時や毎年の収入申告の際に行うこととしております。議員御指摘のケースは、この届出がなかったものと思われますので、今後はより一層その徹底を図ってまいります。

3点目は、県営住宅の共益費の徴収についてのお尋ねです。

県営住宅の共益費は、階段や集会所など入居者が共同で利用する場所の光熱水費であり、現在は全ての団地で自治会等が定める方法に従い、入居者から選ばれた方が徴収しております。なお、議員御指摘のとおり、東京都や神奈川県をはじめ、現在9都府県において、事務手数料を徴収した上で自治体が共益費を徴収していることは承知しております。

県が共益費を徴収することについては、メリットとして、県が家賃と合わせて徴収することで未払い額の減少や徴収を担当する入居者の負担軽減につながることなどが挙げられます。一方、デメリットとしては、事務手数料の支払いによる入居者の金銭的負担などがございます。このため、まずは県営住宅における共益費の徴収の実態や他県の状況を把握した上で、共益費の徴収について研究してまいります。

以上です。

[13番勝野智行君登壇]

○13番（勝野智行君）建設部長からそれぞれ御答弁をいただきました。

メリットとデメリットがあるということもお話をいただきましたが、共益費の県徴収について大事なことは、それぞれ困っているところもあるわけですから、利用できるオプション、選択肢をつくっておくということが大事だというふうに思います。団地によって、自治会によって、額の違いもあり、一律にやることは難しいという面もございます。しかしながら、私は、県にも徴収をしていただく、そういうことも利用できますということを整えておくことが大事であるというふうに思います。

また、共益費の県による徴収は、入居者の半数が65歳以上の高齢者で、役員の成り手不足な

どで集金が難しくなっている県営団地において、自治会の負担が軽減されるだけでなく、入居者の利便性も向上することから、今後は実施していく必要があるというふうに考えますので、ぜひこれは前に進めていただきたいというふうに思います。

そういう意味で、先ほど9都府県で実施というお話もいただきましたけれども、ぜひ調査研究をしていただき、実現されることに期待いたします。

それでは、続きまして、生徒等が全国大会等に出場する際の旅費等に対する補助金について伺います。

令和2年度から過去5年間の中学校・高等学校体育大会選手団派遣補助金及び高等学校文化振興事業費について担当課に確認させていただき、今回一般質問をさせていただきます。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため各大会がほぼ中止となっていましたので、令和3年度からの実績を基にお聞きいたします。

中学校・高等学校体育大会選手団派遣補助金につきましては、4年間、毎年度、派遣費補助要綱の上限であります補助率3分の2、約66.6%近く支給されております。しかし、高等学校文化振興事業交付金につきましては、令和3年度は上限いっぱいであるものの、令和4年度は48.6%、令和5年度は特に低く26.6%、令和6年度も38.7%と、上限には程遠い補助率で大変に驚いております。

6定の委員会審査の折に、6年度の状況についてのみで補助率の低さを質問させていただきましたが、参加校や人数が上下するから等という答弁でございました。複数年度の数字から言えば、そうではないでしょうと言わざるを得ません。毎年の出場人数を見込みで予算づけするのであれば、人数が増加傾向であるのに、なぜ予算を減らしていっているのですか。そもそも予算が少な過ぎるのではないかですか。体育大会出場の生徒は3分の2に近い補助があるのに、文化系の大会出場生徒には半分以下、年度によっては4分の1近いというのはいかがなものでしょうか。文化系の大会補助予算がなぜ少なくなっているのか。また、このような現状についてどうお考えになるのか。あわせて、今後についての御見解を武田教育長に伺います。

毎年、四国中央市で開催されております全国高等学校書道パフォーマンス甲子園では、県松本蟻ヶ崎高等学校が2022年に史上初の3連覇を達成。本年も準優勝するなど大活躍しており、長野県を大きく宣伝してくれております。

しかし、旅費の補助はされておりません。高文連の補助対象基準から外れているとの理由とお聞きしますが、県として何かしら別の補助制度を設けられないかというふうに思います。

令和5年6月議会の私の初県議会における一般質問で、子供たちが出場する全国大会の補助対象拡大の検討を要望したことに対し、当時の教育長から、拡大が可能かどうか研究していくとの答弁がありました。あれから2年以上経過していますが、その後の状況はいかがでしょう

か。現制度での拡大が難しいのであれば、新補助制度を創設すべきと考えますが、いかがでしょうか。教育長に伺います。

次に、令和5年6月議会において、長野県高等学校等奨学金制度の入学一時金の新設や連帯保証人についても伺ったところ、同教育長から、生徒のニーズや償還状況を分析し、他県の状況なども参考に研究していきたいとのことでした。こちらにつきましても、その後の分析結果や他県の状況も含めて、教育長のお考えをお伺いいたします。

〔教育長武田育夫君登壇〕

○教育長（武田育夫君） 3点の御質問をいただきました。

まず、文化系部活動の全国大会補助予算についてでございます。

全国大会等へ出場する際の旅費等につきましては、県高等学校文化連盟が旅費規程を作成しており、県教育委員会は、同連盟に対してその旅費等の一部を補助しているところでございます。一方、県教育委員会といたしましても、全国大会等に出場する部活動への支援に加え、郷土芸能など少人数での活動や、複数校におけるオーケストラのような合同活動に係る交通費や講師謝金等の補助を行い、生徒の活動を支えているところでございます。それに加え、探究的な学びの推進や多様な生徒に対する学びの保障、またＩＣＴ環境の整備など、喫緊の課題への対応を優先せざるを得ない状況にあったのも事実でございます。

県教育委員会といたしましては、喫緊の課題への対応のみならず、文化系部活動のさらなる充実の必要性も認識しており、今後、優先順を考慮しながら、県高等学校文化連盟と連携し、検討してまいります。

続きまして、全国大会出場の補助対象拡大と新補助制度創設についてのお尋ねでございます。文化系部活動の補助対象となる大会については、県高等学校文化連盟が決定していると承知しており、補助対象の拡大については、これまで同連盟と協議を重ねてまいりました。

現在、高校生が取り組む部活動は多岐にわたっており、大会の主催者も多様であることから、どの大会までを補助対象とするかの線引きは困難であるのが現状でございます。議員御提案の新補助制度の創設につきましては、現場の声を聞きながら適切に判断してまいりたいと考えております。

続きまして、長野県高等学校等奨学金制度についてでございます。

議員御提案の入学一時金の貸付けにつきましては、11道府県が導入済みでございますが、本県では導入していない状況でございます。導入していない主たる理由としては、本県の入学者選抜における合格発表が3月中下旬であるため、申請から貸付決定までの手続が非常に短期間となり、ニーズの高い3月中の貸付けが困難であることが挙げられます。制度導入に当たっては、本県の実情に即した仕組みとする必要があることから、引き続き他県の詳細な制度、制度

運用に当たっての課題の有無等を含めて研究を重ねてまいります。

高等学校等奨学金制度の連帯保証人につきましては、議員からの御提案や保護者からの要望を踏まえ、令和6年度より連帯保証人を2名から1名に変更したところでございます。また、奨学金の貸付額につきましては、保護者の経済状況に応じた選択が可能となるよう、3種類の貸付額を設定し、選択制とする見直しを行ったところでございまして、これらの改善により、生徒、保護者が利用しやすい貸付金制度となるよう努めているところでございます。

以上でございます。

[13番勝野智行君登壇]

○13番（勝野智行君）教育長よりそれぞれ御答弁いただきました。

文化系大会に出場する生徒の補助金について、現在の予算のままだと、今年も補助率が低いままとなってしまいます。可能であれば、下半期に補正を組んで増額していただきたいというふうに思います。市町村や学校のPTA、同窓会で旅費等を援助してもらえることもあるようですが、全てではないと思います。県としての補助規程があるわけですから、文科系も体育系と等しく補助すべきであります。

武田教育長におかれでは、今後、この件のように、これまで見落とされてきたことがなかつたかどうかという観点も見ていただきながら予算づけを行っていただきたいということを要望いたします。

あす、あさってと、静岡県浜松市で第68回中部日本吹奏楽コンクールの本大会が開催されます。長野県からは、高校の部に松本第一高校、県小諸高校、県豊科高校の3校が挑みます。今大会への県からの補助はやはりないと思います。長野県を代表して出場する生徒たちには等しく支援がなされるよう、よろしくお願ひいたします。

また、来年度からは私立高校も授業料が実質無償化されますが、入学金や入学に際して必要となる制服や端末等の費用は変わらずにかかります。合格発表が3月中下旬だからということですが、県奨学金の貸与申請を行った生徒が、希望をすれば併せて貸与を受けられる入学一時金の新設を強く要望して、私の全ての質問を終わります。

○副議長（中川博司君）次に、百瀬智之議員。

[26番百瀬智之君登壇]

○26番（百瀬智之君）連日本会議で話題になっている外国人政策について、私からもお尋ねしてまいります。

先日の本会議で、知事から、外国人の実態把握が不十分である旨の日経新聞の社説の案内をいただきました。大本となる基礎データがなければ有効な政策は打てないし、断片的で不十分なデータは、むしろ社会不安を助長する。その趣旨は全くそのとおりであります。

記事を読んでいて一つ気になったのは、国ですらデータ収集や情報公開が不十分であったとすれば、県の立つところも相当に怪しいのではないかということです。実は、今回、これは肌感覚としても感じていて、例えば、こうして一般質問をやっていますと、通常は、投げかける質問に対して大体これくらいの情報がありそうだなというような勘どころを事前にある程度持てるのですが、今回質問をする外国人のデータに関しては、どこにどれだけの情報が蓄積されているのか、最後まで全体像がよく分かりませんでした。

したがって、今回は広く箇条書的に質問していくこととして、願わくば、周辺分野を含めて、もう一度外国人に関する基礎データの対象と収集方法を全般的に洗っていただきたい。そんな要望を冒頭申し上げ、質問に入っていきたいと思います。

まず、大前提として、改めて現在長野県内に何人の外国人が居住しているのか。在留資格や国籍別の傾向など、最新のデータはどうなっているか。県民文化部長に伺います。

その上で、昨日までの議論を踏まえ、外国人に関する質問項目を五つ立てました。一つに社会保障、二つに税金、三つに犯罪、四つに多文化共生政策、五つに子供についてであります。

初めに、外国人と社会保障の関連性です。

生活保護の受給率をめぐっては、一昨日、健康福祉部長から日本人と外国人の受給世帯の割合に有意な差があるとの判断は現時点では難しい旨の答弁がありました。今現在では確かにそうなのでしょうが、外国人が増え続ける将来を見たときには、例えば、日本人と違って、どの年代の層が、あるいはどの国籍の人たちが苦労を重ねているのかということまで分析できないと、有効な救貧・防貧対策を打てないとと思います。そこで、長野県が統計上国籍別にデータを取ることは可能なのか。収集困難な場合はその理由もお聞きします。

一方、保険料収納率については、外国人の国保収納率が日本人に比べて30%ほど低い旨の答弁がありました。こちらは明らかに有意な差になっているので、より喫緊の課題とも言えそうですが、同時に、部長からは、都道府県別のデータがそもそもない旨の御案内をいただいています。しかし、それでは全国平均と比較したときの長野県の客観的な立ち位置が把握できません。県として保険料収納率のデータを収集することは可能なのか。こちらも困難な場合の理由とともに、以上健康福祉部長に伺います。

二つ目に、さきの参議院選挙で話題になった外国人と税金との関係についても触れます。

こちらも、県は、個人県民税など外国人の県税滞納状況を統計として調べているのでしょうか。仮に調べていない場合、調査にはどのような課題があるのか。そして、外国人は税金滞納率が高いのではないかという疑問に対してすばりどのように答えるか。総務部長に県の公式見解を求めます。

三つ目は、犯罪についてです。

外国人による犯罪件数及び割合は、10年前と比較してどうなっているでしょうか。改めて外国人による犯罪の特徴と、今回特に取り出したいのは、では殺人や強盗などのいわゆる凶悪犯罪に限るとどう推移しているのかということです。外国人犯罪というと、昨年松本市で起こった緊縛強盗などを想起する人が少なくありません。外国人が増えて治安が悪化したとの言説の内実は何なのか。以上をまとめて警察本部長に明らかにしていただきます。

四つ目は、多文化共生政策との関連です。

これについては、ある種シビアな視点も今後は必要になると感じていて、例えば、外国人のマナー違反、ルール違反の増加、こうした問題が文化や言語理解の相違ではなく、悪意に基づくものが増加しているとするならば、毅然とした対応も求められます。

特に、日本語教室に参加したり、公が配布するパンフレットに目を通せる人ばかりではないので、いわゆるプッシュ型の情報発信や、多少おせっかいでも顔の見える関係を構築するなど、行政からのアプローチが必要かつ必須であり、ここは現行の共生政策の盲点になっている部分だと見ています。現状の対策と、それが十分であると考えているか、県民文化部長に伺います。

一方、背信的でない多くの方々と共に歩む姿勢は、一層きめ細やかにしていくべきであり、昨日、長野県多文化共生相談センターに寄せられた相談件数が昨年度は約1,700件に上ると御紹介いただきました。では、その内容として、具体的にどのような相談が多いと把握しているのか。県民文化部長に伺います。

これに関連して、5点目ですが、中でも大きな懸念点は、外国人の子供たちが日本の学校に本当に適応できているのかという点です。外国人というただでさえ不利な特性を持ちながら、さらに声を上げづらい子供であるという、いわば二重のハンデを負っている立場に鑑みると、平等やプライバシーといった物差しを型通りに当てていくだけでは、かえって子供の権利をじゅうりんしかねません。きちんとした実態把握とデータに基づいた具体的措置を求めるものであり、したがって、質問としては、義務教育と高校におけるいじめの認知件数において、外国人であることに起因したものは調査されているのか。調査されていない場合は、どのような理由に基づくのか。また、いじめ以外の困り事、トラブル等はいかに把握されており、外国人の子供たちが学校生活に困らないようどのような対策が取られているのか。以上について教育長の見解を求めます。

最後に、知事に伺います。

日本の長引く不況や国際的な競争力の低下、それから技能実習制度やインバウンド政策にかいま見える曖昧さ、こういった背景が争点化していくさまを現場の最高責任者としてどう感じてきたか改めてお聞きするとともに、本日はデータ収集の在り方を中心に投げかけてきました。国の課題は大きいとしても、県としてやるべきこと、できることも少なくないと思います。今

回の参議院選挙を受けて、多文化共生政策は何か変更すべき点を考えておられるでしょうか。

私見としては、例えば、共生政策も、今後は県下一枚のレイヤーではなくて、地域ごとにもう一段階実施計画をつくるなど、複数のレイヤーで対処していく局面に来ていると感じています。

昨日は、川上村、南牧村の話がありました。ほかに白馬村や小谷村、野沢温泉村なども在留外国人の割合が10%を超えており、全国的に見てもかなりの高水準になっています。負担も恩恵も全部その村が背負いますというのではなくて、周辺地域にもそれらをうまく分散させたり、波及させる弾力的な役割を県は負っているはずです。共生政策をよりきめ細かく遂行できる体制づくりが必要ではないか、知事に伺って、今回の一切の質問といたします。

〔県民文化部長直江崇君登壇〕

○県民文化部長（直江崇君） 私には3点お尋ねを頂戴しております。

まず1点目、県内に居住いたします在留資格別、国籍別の外国人数についてのお尋ねでございます。

本県に居住いたします外国人数は、法務省在留外国人統計によれば、令和6年12月末現在で4万6,850人となっています。これは、県総人口の約2.4%を占め、10年前と比較して約1.5倍に増加しており、過去最高を記録しております。

在留資格別に申し上げますと、永住者30%、技能実習15%、特定技能11%など、就労系在留資格者が増加しております。国籍別に見ますと、中国18%、ベトナム16%、フィリピン12%、ブラジル10%などとなっておりまして、アジア諸国を中心に多国籍化が進展しております。

続きまして、外国人のマナー・ルール違反に対する県の対策についてのお尋ねでございます。

外国人のマナー・ルール違反の背景には、外国人県民の日本語力、あるいは地域の文化、生活習慣に関する理解不足があると考えられます。このため、生活に必要な日本語や地域のルールを学ぶ機会を提供し、理解を求めていただくことが重要と考えております。

県では、令和元年から、地域社会での生活に必要な知識やルールを学ぶことができるモデル地域日本語教室を県内各地で開催してまいりました。上田市、松本市、駒ヶ根市、長野市、佐久市、安曇野市と順次普及に努めてまいりまして、今年度は伊那市において取組を行っております。

また、長野県市町村地域日本語教育推進補助金では、日本語教育のみならず、日本文化や生活習慣等も併せて学ぶ機会を提供することを補助対象の要件としております。しかしながら、外国人にとっての身近な窓口である市町村には、外国人県民によるごみの分別の不徹底や騒音などのトラブルについて県民からの問合せが寄せられていると承知しております、さらなる取組が必要となっていると認識しております。

このため、誰もが暮らしやすい地域づくりのため、7月に設置いたしました長野県多文化共生推進本部において、暮らしのルール、文化等の違いにより生じる課題を整理いたしますとともに、外国人の生活全般の支援に向けた検討を開始いたしました。今後、各部局が連携して、それぞれの分野における外国人県民に関する実態や状況の把握に努め、どのようにルール・マナーを伝えていくことが効果的かなどの観点から検討し、皆様に暮らしやすい環境づくりに向けた取組を進めてまいります。

最後に、県の外国人相談窓口に寄せられました相談の内容についてでございます。

県では、外国人県民の相談窓口として、長野県多文化共生相談センターを令和元年10月に開設し、現在6名の相談員が中国語、ポルトガル語、タガログ語、インドネシア語、ベトナム語、タイ語の6言語での相談に直接対応しておりますほか、ウェブサイトやSNSを通じた多言語での情報発信、市町村相談員の資質向上を目的とした研修会や出張相談会の実施にも取り組んでおります。

令和6年度に寄せられました相談件数は、先ほどもお話がございましたように、約1,700件でございますが、主な内容といたしましては、件数の多い順に、まず在留資格の変更や更新などに関するもの、これが約37%でございます。続きまして、出生や婚姻などの際の母国への提出書類に関するもの、これが約10%でございます。そして、通訳、翻訳先の紹介依頼、これも約10%ございます。そして、結婚、離婚などの国内手続に関するもの、これが約9%となっておりまして、これらで全体の約7割を占めておる状況となっております。

以上でございます。

〔健康福祉部長 笹渕美香君登壇〕

○健康福祉部長（笹渕美香君） 私には2点お尋ねがございました。

初めに、国籍別の生活保護受給率についてでございます。

国籍別の生活保護受給世帯数については、個々の福祉事務所単位で把握しているところですが、一方で、県全体の外国人世帯数については、5年に1度実施される国勢調査により把握しているため、受給率は国勢調査の結果を活用することで算出ができるものと考えます。

しかしながら、生活保護制度は、在留資格などの条件を満たせば国籍に関係なく利用できるものであり、国籍別の受給率を公表することは、特定の方への偏見や誤解を招くおそれもございます。そのような状況の中で、新たに国籍別受給率を収集する必要性や、そのデータとしての妥当性も含め、算出については慎重な検討が必要であると考えているところでございます。

次に、国民健康保険制度における外国人の収納率データ収集についてでございます。

現在、各市町村では、厚生労働省が示した標準仕様に基づいたシステムを利用して集計を行っておりますが、その中には外国人の収納率を集計する機能は含まれておりません。そのた

め、現時点で長野県として市町村からデータを収集することは困難でございます。

なお、この点について、厚生労働省では、全国の市町村で外国人の収納情報等を把握できるようシステム改修を検討しており、県としては国の動向を注視してまいります。

以上でございます。

〔総務部長須藤俊一君登壇〕

○総務部長（須藤俊一君） 私には2点御質問をいただきました。順次お答えいたします。

まず、外国人の県税滞納状況及び調査における課題についてでございます。

個人情報の保護に関する法律におきまして、行政機関等は、利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を収集・保有することは認められないとされております。このため、県税の課税に必要のない国籍に関する情報の収集・調査は行っていないことから、外国籍の方に限定した滞納状況は把握しておりません。

次に、外国人は税金滞納率が高いという意見についてでございます。

先ほども申し上げましたとおり、外国人に限定した県税の滞納状況については把握しておりません、また、国においても現時点ではそのような統計データを示していない状況でございます。なお、現在、国におきましては、外国人を含めた出国者に係る個人住民税の徴収状況などの実態を把握するために、全市区町村を対象とした調査を初めて実施しているというふうにお聞きしております。この調査結果につきましては、今後国の個人住民税検討会において議論が行われるものと承知しております、そこで議論や検討状況を注視してまいります。

以上でございます。

〔警察本部長阿部文彦君登壇〕

○警察本部長（阿部文彦君） 私からは来日外国人による犯罪についてお答え申し上げます。

昨年、令和6年中における県内の刑法犯及び特別法犯の総検挙件数は4,148件で、そのうち来日外国人に関わるもの件数は346件で、8.3%となっております。

10年前となります平成27年中は、総検挙件数5,178件で、そのうち来日外国人に関わるものは187件で3.6%、翌平成28年中は、総検挙件数5,028件、うち来日外国人に関わるものは372件で7.4%、翌29年中は、4,635件、うち159件で3.4%となっており、年ごとに増減しております、明確な傾向というものはここでは確認できないところであります、いずれも10%未満で推移しているところであります。

来日外国人犯罪の状況につきましても、具体的に罪種を見てみると、昨年中は窃盗が248件で全体の71.5%と最も多く、続いて不法残留等の入管法違反が51件、住居侵入が14件となっています。また、国籍別で見てみると、ベトナムが272件で8割弱と最も多く、続いてタイ34件、中国17件となっております。

当県における来日外国人による犯罪への対応といたしましては、関東圏からベトナム人犯罪グループ等が流入し、太陽光発電所などを狙った金属盗やドラッグストアなどの大量万引き等を組織的かつ連続して敢行している状況が一部に見られているところであります。

続きまして、来日外国人による殺人、強盗等の凶悪犯罪についてであります。令和6年中は、総検挙件数50件のうち、来日外国人によるものは1件となっています。過去10年では、これもまた年ごとに増減があるものの、来日外国人による凶悪犯罪の検挙件数は年間1件から4件で推移しているところであります。

以上であります。

〔教育長武田育夫君登壇〕

○教育長（武田育夫君） 私には3点のお尋ねをいただきました。

まず、外国人であることを起因としたいじめの認知件数調査についてでございます。

いじめの認知件数につきましては、県教育委員会として、年に1回、文部科学省の問題行動等調査により把握しており、この調査は、暴力行為、仲間外し、ネット上の誹謗中傷などいじめの具体的な行為の調査であり、いじめの背景や要因を特定する調査でないことから、外国人であることを起因とするいじめ認知件数については把握しておりません。

これまで、県内の外国籍児童生徒数はそれほど多くなかったことから、当該項目に関する調査は実施しておりませんが、今後、外国籍児童生徒の増加が見込まれる状況を踏まえ、調査の在り方について検討してまいりたいと考えております。

続きまして、外国人児童生徒のいじめ以外の困り事、トラブル等の把握でございます。

各学校では、担任に加え、小中学校では、日本語指導担当教員が授業中や休み時間などの日常の様子を丁寧に観察することで、また、高等学校では、生活支援相談員が授業支援や個別面談において言語理解の困難さや友人関係、生活面での悩み、情緒面の変化などについて気づけるよう努力をしているところでございます。

しかしながら、言語の壁を原因とする学習面でのつまずきや生活面での不安などの個別の課題のほか、文化等の違いによる多様な背景を持つ児童生徒への個別で柔軟な対応が難しいという課題も認識しております。

続きまして、外国人の子供たちへの支援策についてでございます。

現在、外国人児童生徒等の支援として、原則として6人以上在籍する学校に日本語指導教室を設置し、1名の教員を加配しております。また、各学校の実情に応じて、外国人の子供たちの支援を行う加配教員を10名配置しているところでございます。さらに、外国人児童生徒等に関わる教員の指導力向上を図るため、年3回の研修を実施し、対応力の強化に努めております。

一方、加配教員が全ての母国語に対応できることや、日本の学校における「そろえる」こ

とを重視する教育風土に異なる文化や風習を持つ外国人の子供たちがなじみにくいといった課題があることも承知しております。こうした課題に対して、多様な子供が共に学び合うインクルーシブな学校を目指し、多様性を認める学校づくりをしていくことが重要と認識しております。また、日本の文化や風習に慣れるまでの期間をどう支援していくかも課題であり、市町村教育委員会と共に研究してまいりたいと考えております。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君） 私には外国人政策に関連して3点御質問を頂戴いたしました。

まず、さきの参議院選挙で外国人政策が主要テーマとなった背景についてどう感じているかという御質問でございます。

いろいろな要因があるのではないかというふうに思いますが、私なりに考えると、三つほど要因があるのかなと。

一つは、近年、在留外国人数が非常に増えている状況であります。この場でも何度も御答弁申し上げているように、国全体としての基本戦略や将来像が示されていないということ。それから、二つ目として、労働力不足が深刻化して外国人労働者が増えている中で、この就労制度の整備・運用や外国人の皆さんのお暮らしに係る諸課題を解決するための受け入れ環境の整備が、我々も努力していますが、なかなか追いついていない部分があるということ。加えて、SNSをはじめとするネットメディアを通じて、外国人に関して様々な情報や意見が拡散し、争点化しやすい状況になっているということ。こうした要因が重なっているのではないかというふうに思います。その結果、国民の不安を招き、外国人政策が今回の参議院選挙においてテーマの一つとして取り上げられることになったのではないかと考えております。

続きまして、参議院選挙を受けて、長野県の多文化共生政策は何か変更すべき点があると考えているのかという御質問でございます。

参議院選挙を受けてということではありませんが、昨今の外国人の増加の状況、あるいは先ほど来御質問いただいておりますような様々な分野における対応、こうしたことを考えれば、必要な対策の充実強化や見直しが必要になってきているのではないかというふうに思っております。

県では、長野県多文化共生推進指針2020に基づいて多文化共生政策をこれまで進めてきておりまし、また、昨年度県民会議で策定した信州未来共創戦略におきましても、外国人の方を含めて国内外から信州にいらっしゃる方々が積極的に受け入れられ、地域社会の一員として安心して暮らし、働く環境になっている、このことを「2050年にありたい姿」として掲げるなど、以前から寛容な社会の実現に向けた取組を進めさせていただいているところでございます。

こうした中、県としては、外国人材の受け入れや外国人との共生について改めて幅広く考えな

ければいけないということで、外部有識者に加わっていただき、長野県外国人政策検討懇談会を設置いたしまして、今、議論いただいているところであります。また、府内では、私を本部長とする長野県多文化共生推進本部を設置しているところでございます。

私としては、日本語教育の充実や生活相談体制の充実、外国人に関する政策についてはこれまで以上に強化していく必要があるのではないかというふうに考えておりますが、懇談会での議論、そして推進本部における検討を踏まえて、改めて多文化共生政策の全体像を取りまとめ、指針の見直しも含めて検討していきたいと考えております。

最後に、地域ごとに状況が違いますので、地域ごとのきめ細かな政策を進めていく体制が必要ではないかという御質問でございます。

御指摘いただいたとおり、白馬村、川上村、野沢温泉村、小谷村、南牧村、こうした地域では、外国人住民の割合が1割を大きく超えているという状況でもあり、また、全国的に見ても外国人の割合が高い水準の地域になっております。

こうした地域におきましては、観光や農業などの産業に直結している課題もあり、全県一律の施策ではなく、それぞれの地域の課題に正面から向き合った対応を行っていくことが必要だというふうに考えます。このため、在留外国人の割合が特に高い地域につきましては、市町村の御要望等も踏まえて、課題を整理した上で、地域特性に応じた施策が展開できるよう、多文化共生推進本部の場において議論を深めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○副議長（中川博司君） 次に、青木崇議員。

〔7番青木崇君登壇〕

○7番（青木崇君） 松本市・東筑摩郡区選出の青木崇です。通告に従いまして、信州まつもと空港、食肉施設、中部縦貫自動車道に関する3件質問をさせていただきます。

初めに、信州まつもと空港と産業振興について伺います。

まず空港のこと触れたいこととして、今定例会開会日に発表されました信州まつもと空港と沖縄那覇空港を結ぶ初の連続チャーター便についてであります。このプログラムチャーターでは、12月10日から約2週間、およそ3日置きのペースで、途中給油もなく松本一沖縄間の直行チャーター便が運航されることとなります。特に、今回は、ツアーだけでなく、個人客による航空券購入も可能ということもあって、SNS上でも本企画の話題が広がり、沖縄便に対する期待と機運の盛り上がりを感じているところです。

他の空港で定期便就航までの過程を見てみると、まずは単発チャーターから始まって、連続チャーター便の企画を経て定期便就航に至るという流れが一般的であります。そのため、今回の企画は、沖縄定期便化に向けた大きな前進であると言えます。

また、来月11月4日から予定されている沖縄チャーター便では、今年2月定例会で風間県議が代表質問されました沖縄との若者交流事業を実施予定であり、若者枠は申込定員に達しているとお聞きしているところです。両県の歴史文化の理解が深まることで、沖縄とのつながりに新たな可能性が生まれることを期待しています。

国際化の面においても、モンゴル便が2年連続で就航し、韓国便はコロナ禍以来6年3か月ぶりに復活いたしました。韓国清州国際空港に向かった9月のチャーター便に私も搭乗いたしましたが、松本から清州国際空港まで1時間50分、2時間足らずで海外に到着できる利便性は、空港の価値を改めて示すものだったと感じています。韓国からの利用も堅調であったようなので、観光の面からも検証、分析をして、今後のインバウンド施策や次の国際チャーターの実現にぜひ生かしていただきたいと思います。

日経新聞の報道によりますと、大都市空港を経由する利用者が増えてきたこともあって、地方空港の利用は全国的に拡大傾向にあります。特に、ここ10年の伸び率で見ますと、松本空港利用者数は2.7倍になっており、全国地方空港の中で松本空港が最大の伸び率になっていると紹介されました。

空港に関するこういった前向きな話題がある一方で、懸念されるニュースとして、今月26日からの冬ダイヤにおいて神戸便が1便減少してしまうことが挙げられます。神戸便は、関西圏への玄関口であると同時に、沖縄便や国際便への乗り継ぎも可能な重要路線であり、減便は空港発展にとって大きな不安要素となっています。

全国的に、円安による燃料費や整備費高騰により、国内線事業は収支が悪化していると報じられています。地方空港網は、鉄道網などと同じく地方経済圏を支える重要な交通網であり、その維持発展に向け、国でも各航空会社に対し聞き取りが行われているようです。

また、2月定例会一般質問において私が質問させていただいたこととして、空港周辺のまちづくりや地方空港が持つ地方創生の可能性を広げることについて取り上げさせていただきました。その際、知事からは、空港の機能強化や路線の拡充だけでなく、周辺地域や長野県全体を見据えた産業振興政策や観光政策との関連性も含め、より広い視野で空港に関連する施策に取り組んでいきたいという趣旨の答弁をいただいており、その方向性をぜひ具現化していただきたいと思います。

観光分野では、長野県の強力な観光資源を大都市空港経由のインバウンド客にもしっかりと訴求していき、県として空港を活用した観光戦略などの検討もこれから進めていただきたいと思います。

また、長野県においては、本年度末までの県航空機産業振興ビジョンに続く新たな戦略として県航空・宇宙機器産業振興戦略（仮称）の策定を進めています。高高度における試験などの

空域活用や産業立地の観点から、同戦略における空港の活用可能性についても検討していただきたいと思います。

以上を踏まえまして、空港に関して6点質問いたします。

まず1点目、12月の沖縄プログラムチャーター便の造成に当たっての取組と今後の沖縄便の見通しについて県の見解を伺います。

2点目、信州まつもと空港における国際チャーター便の成果や今後の見通し、そして空港国際化に向けた今後の取組について伺います。

3点目、冬ダイヤにおける神戸便減便は、沖縄便が運航され、国際化した神戸空港への期待もあって、今後復活を望む声が多く上がっています。全国的にも国内線事業の収支が悪化している状況がありますが、今後の神戸便の見通しや県の支援状況について伺います。以上3点につきまして村井交通政策局長に伺います。

4点目、信州まつもと空港の観光利用を促進するため、国内客の誘致に加え、国内便乗り継ぎによるインバウンド客の誘致も必要と考えます。今後の取組について県の見解を高橋観光スポーツ部長に伺います。

5点目、県航空・宇宙機器産業振興戦略（仮称）の策定に当たり、宇宙機器産業も柱の一つに据えたところありますが、策定に当たっての検討状況と課題について見解を伺います。

6点目、同戦略策定に当たって、松本空港活用の位置づけや取組を展開していただきたいと考えますが、県の見解を伺います。以上2点を米沢産業労働部長に伺います。

続きまして、2件目として、食肉施設について取り上げます。

今定例会でも多くの議員が取り上げられているところですが、私からは畜産業を営む方々に対するこれからの支援の在り方についてお伺いしたいと思います。

前定例会で松本食肉処理施設の見通しについて取り上げた後、7月に入って建設費高騰等の理由により、JAグループから食肉施設の新設移転を断念することが発表されました。その後、今の松本食肉処理施設の敷地はごみ焼却施設の建て替え候補地となっていることから、令和10年度末までに現在地から撤退するということで松本市との合意が交わされているところです。

これまでの経過において、施設移転の支援と調整に当たってこられた県当局の取組を見るに当たり、私自身も施設移転の実現を目指してきた立場からすれば、この結果は極めて残念で厳しいものであります。県内で畜産業を営む方々からは、この移転問題だけは今後の畜農継続に関わる重大な案件だから何としても実現してほしいという切実な声をお聞きしてきました。今回の知事提案説明においても極めて重要で切実な課題と位置づけられ、県として畜産経営支援を強化する方針が示されているところです。

今求められていることは、第一に、現在、松本施設で処理している頭数の受け入れ先を確実に

確保すること。そして、第二に、営農を続ける農家の不安や懸念に一日も早く応え、搬送費支援などの短期的な見通しを早期に示して営農者が畜産業の将来展望を描けるようにすることです。

これまで、本件については、JAグループ、県、松本市が関わる中、県は、移転問題については支援する立場で当事者間の調整に当たってこられました。県畜産業の継続、振興、そして食料自給率向上などの観点からも、食肉流通体制は今後必要となる社会インフラの一環であると言えます。

その点からは、国としての取組も求められるところです。国への働きかけも含め、今後県として主体的にこの問題の取組をリードしていただくことを改めてお願いしたいと思います。以上を踏まえ、2点についてお伺いいたします。

食肉施設についてでございますが、食肉施設における今後の廃止に至るまでのスケジュールはどのようにしていくのか。それに伴う荷振りなどをいつまでに完了させることになるのか。その見通しについての見解をお伺いします。

そして、開会日の議案説明において、施設閉鎖に伴う運搬費増加の影響を緩和する取組に加え、生産者の経営規模拡大や生産性向上支援、消費拡大やブランド価値向上の取組を早急に明確にすることでした。

まず、県が主体的に長野県畜産業の展望を示すことも必要であると考えますが、具体的な支援内容を含め、今後の取組についての見解を伺います。以上2点を村山農政部長に伺います。

最後に、中部縦貫自動車道及び国道158号の整備状況について伺います。

県内で進捗が図られている各高規格幹線道路事業のうち、この中部縦貫自動車道については、松本-波田間を結ぶ松本波田道路の事業が国土交通省長野国道事務所により進められています。一方、そこから上高地、岐阜中ノ湯に至る先線については、国との勉強会が重ねられているものの、国からルート案が示されないままの状態が長く続いている。国の具体的な動きが見られない中、改めて地元の思いや機運を伝えていき、本事業の進展を図りたいという願いを込め、今回取り上げさせていただきます。

中部縦貫自動車道は、松本市から高山市を経由し福井市までを広域的に結ぶ高規格幹線道路であり、国道158号のバイパス機能を有する安全で信頼性が高い道路として計画されています。この道路を建設することによって、長野自動車道、東海北陸自動車道等が連絡され、物流改善、地域産業活性化、国内有数の観光地へのアクセス向上など、関東、中部、北陸地方を一体的に発展させる役割を担うことになります。

さらに、近年、激甚化、頻発化する豪雨・豪雪災害や南海トラフ地震のリスクを考えれば、高規格道路ネットワークの機能強化、多重性、代替性の確保は、国土強靭化の観点から極めて

重要です。このような中、松本市から高山市間においては、これまでに安房峠道路と高山インターチェンジから飛騨清見インターチェンジ間が開通したものの、いまだに事業化に至らない区間が残されており、整備の加速が強く求められています。

また、国道158号は、長野県から福井県までを結ぶ物流の基盤であると同時に、上高地をはじめとする世界に冠たる山岳地帯や国内有数の観光地である上高地等のアクセス道路として重要な役割を担っています。地域住民にとっては、通勤、通学、買物といった日常生活を委ねる唯一の生命線となる道路です。両路線の整備・改良促進を地元からも熱意を持って求められているところであります。そこで、それについて2点お伺いします。

まず、中部縦貫自動車道についてです。

本年6月6日に閣議決定されました第1次国土強靭化実施中期計画では、推進が特に必要となる施策として道路ネットワーク機能強化対策が位置づけられ、高規格道路の未整備区間の整備を推進すると示されました。本計画によって、松本波田道路の早期整備に加え、先線である波田ー中ノ湯間の計画についても地元からの期待が高まっているところであります。

そこで、松本波田道路の工事の進捗と、その先線の波田ー中ノ湯間の早期計画策定について、現状はどのようにになっているか。また、その進捗を図るため、国への働きかけが必要と考えますが、その見解について伺います。

次に、国道158号につきましては、国の代行事業で進められている奈川渡改良事業及び県が実施する狸平工区の改良事業について、それぞれ進捗状況をお伺いしたいと思います。以上2点、栗林建設部長に伺います。

以上、質問といたします。

〔企画振興部交通政策局長村井昌久君登壇〕

○企画振興部交通政策局長（村井昌久君） 私には3点御質問をいただきました。

1点目の沖縄プログラムチャーター便造成の取組と今後の沖縄便の見通しについてであります。

沖縄とのチャーター便は、平成22年度からF D Aが、令和3年度からはJ T A（日本トランスオーシャン航空）が運航を開始しまして、これまでの実績は累計で140便となっております。一方で、定期便化に向けましては、従来の団体旅行商品だけでなく、個人旅行やビジネス利用等への需要の拡大が課題となっているところです。

そこで、次のステップとして、個人旅行やビジネスでも利用しやすいチャーター便の運航を目指し、旅行会社や航空会社と協議を重ねてきたところです。この結果、今般、F D Aによる個人向け航空券の販売を組み合わせたチャーター便の連続運航によるプログラムチャーター便

が実現したものです。

現在、旅行会社や航空会社に対して多数の申込みが寄せられておりまして、沖縄への航空便のニーズの高さを実感しているところです。利便性の高いプログラムチャーター便の実現によりまして需要の拡大が期待できることから、定期便化へ向けた大きな一步と考えております。今後も、航空会社や旅行会社と連携しまして、こうしたプログラムチャーター便の運航を継続、拡大し、地元住民の皆様の理解も得ながら、定期便の実現につなげてまいりたいと考えております。

次に、2点目の国際チャーター便の成果や今後の見通し、空港国際化の取組についてのお尋ねです。

昨年、4年8か月ぶりに再開した松本空港への国際チャーター便につきましては、本年9月、モンゴル便は2年連続、韓国便は6年3か月ぶりに双方による就航が実現したところであります。今回のチャーター便では、モンゴル及び韓国から多くの方に御利用いただきまして、搭乗率が90%に達するなど、大きな成果を得ることができたものと認識しております。特に、韓国便では、搭乗者85名のうち個人旅行者が76名に上りまして、団体旅行だけでなく個人旅行にも松本空港への国際チャーター便に対するニーズがあるということを実感しております。

今後の国際化の取組につきましては、国際チャーター便のさらなる拡充に加えまして、インバウンド旅客によるF D A定期便の利用を促進するため、航空会社や旅行会社に対しまして国際乗り継ぎ旅行商品の造成を働きかけてまいりたいと考えております。加えて、国際線の就航等への対応を強化するため、専門のコンサルタントに委託している空港の機能強化に関する概略検討の結果を年度内に取りまとめまして、早期に具体的な施設整備に着手してまいりたいと考えております。

3点目の今後の神戸便の見通しと県の支援状況についてのお尋ねです。

F D Aの今冬ダイヤでの神戸便の減便につきましては、利用者数が順調に増加してきた中の発表であります、非常に残念であると受け止めております。F D Aからは、今回の減便の理由としまして、燃料費高騰など運航コストの増大が影響し、国内全路線を見直した結果とお聞きしております、国内線事業全体の厳しい経営環境を踏まえればやむを得ない判断であったと認識しております。

県としては、F D Aに対しまして、これまでも着陸料の全額免除や広告宣伝費等の支援を行ってきておりまして、F D Aからも、松本空港路線はF D Aの基幹路線であるともお聞きしていることから、これ以上の減便はないものと認識しております。今後は、松本市など関係機関と連携しまして、神戸便の利便性の高さを積極的にP Rするなど、一層の利用促進策に取り組み、早期の復便を後押ししてまいります。

加えて、地方と地方を結ぶ航空ネットワークの重要性に鑑みまして、F D Aと連携し、リージョナル航空や地方空港に対する国による政策的支援の強化について要望してまいりたいと考えております。

以上です。

[観光スポーツ部長高橋寿明君登壇]

○観光スポーツ部長（高橋寿明君） 私には信州まつもと空港の観光利用の促進について御質問をいただきました。

信州まつもと空港の令和6年度の利用者数は25万7,000人余りと、前年度に続き25万人を超えており、信州まつもと空港利用促進協議会が実施したアンケート調査では、令和6年度の定期便利用者のうち観光目的の利用者は約6割と、半数以上を占めている状況であります。これまでも、こうした観光目的の利用者の増加を目的に、信州まつもと空港利用促進協議会で旅行商品の造成支援、就航先でのイベント実施やメディア向けPR等に取り組んできておりますが、観光スポーツ部としても、協議会と連携して、空港を利用した県内への誘客の取組を進めてまいります。

まず、国内誘客につきましては、長野県への旅行を検討している県外の皆様に対して、移動時間の短縮などの利便性や県の中央に空港があることによる県内各地への移動のしやすさなどをお伝えするとともに、デスティネーションキャンペーンに向けて、空港を起点として周遊する旅行商品の造成や、広域的な観光ルートの設定を地域の皆様にも検討していただき、就航先の旅行会社やメディアを訪問してPRしてまいりたいと考えております。

次に、インバウンド向けの対策としては、先ほど交通政策局長からも申し上げた国際チャーター便や国際乗り継ぎを活用した旅行商品造成の働きかけを行う際に、観光スポーツ部として松本空港をゲートウェーとした観光モデルコースの提案を行うなど、交通政策局と連携して取り組んでまいります。

また、国際乗り継ぎ便の利用につきましては、本県の主要市場であります台湾などの東アジアは、乗り継ぎ元の3空港への直行便が充実しており、地方への訪問意欲も高く、国内移動も自ら手配できる訪日リピーター層が多くいることから、本県へのアクセスの選択肢として積極的に情報を発信していきたいと考えております。

以上です。

[産業労働部長米沢一馬君登壇]

○産業労働部長（米沢一馬君） 私には航空・宇宙機器産業振興戦略（仮称）について2問御質問をいただきました。

まずは戦略の検討状況と課題についてです。

これまでの航空機産業振興の取組により、県内の参入企業は111社となり、産業集積は一定程度進展したものと考えております。一方で、国産旅客機の開発中止やコロナ禍による航空需要の激減など、外部環境は大きく変化し、県内企業からは、新たな出口戦略が必要といった課題が見えてきました。

これを踏まえ、現在策定中の戦略では、これまでの航空機産業の集積を生かした新たな展開として、航空機産業を幅広く捉え、機体整備や空港地上設備など周辺産業に広げていくこと、航空機関係の技術と親和性が高く、今後急速な市場拡大が見込まれる宇宙産業を対象に加えることを大きな方向性に加え、検討を進めております。

戦略の策定に当たっては、有識者で構成するプロジェクトチームを立ち上げ、国や先進企業による航空機関係の取組状況に加え、宇宙産業については、その実態、参入のノウハウに関する知識が乏しいといった課題があることから、経済産業省やJAXAにも参加いただき、今後の宇宙産業の方向性や地域企業が宇宙産業に参入する際のポイント等をお聞きしながら議論を重ねているところです。

これまでの議論として、他県における県や地域を挙げて航空や宇宙産業にチャレンジしている取組を参考にすべき。国は、日本の宇宙産業の市場規模を2030年代早期に8兆円にすることを目標としており、参入の好機である。小型・軽量化を実現する超精密加工技術等の県内企業の特徴を生かし、衛星の構成部品を中心として新規参入を促すべきなどの意見をいただきました。県としては、航空・宇宙機器産業を将来の県内経済をリードする産業の一つにできるよう、本年度中に戦略を策定し、関係機関とも連携して、実効性ある施策を展開してまいりたいと考えております。

次に、振興戦略の策定に当たって、松本空港活用の位置づけや取組についてです。

新たな戦略では、航空機の機体整備や空港地上設備など、対象を周辺産業にも拡大し、県内企業の参入を促進してまいりたいと考えております。具体的には、エアライン等から収集した空港地上設備などのニーズを県内企業とマッチングし、例えば、松本空港において試作や空港での実証等を行うなど、製品化につなげる取組が考えられます。

また、県内企業が生産する航空・宇宙機器に組み込まれる小型部品等の輸送を松本空港を発着する航空機が担うことにより、新たな供給ルートが確保され、サプライチェーンの強化につながることが期待されます。このように、松本空港を活用することで、これまでにない新たな発想による産業振興施策を実施できる可能性があることから、現在策定中の戦略において、施策展開の方向性の一つとして位置づけることを検討してまいります。

以上です。

〔農政部長村山一善君登壇〕

○農政部長（村山一善君） 私には食肉施設の関係で2点御質問をいただきました。

まず、松本食肉施設廃止に向けたスケジュール等についてでございます。

J A全農長野からは、松本食肉公社の土地は令和11年3月末までに更地にして松本市に返還する。解体更地工事には1年間かかることから、食肉公社の営業は令和10年3月末までに終了する見通しであると説明されております。このため、令和10年4月から新たな食肉流通体制に移ることになりますが、生産者の不安や懸念を払拭するためには、できるだけ早期に全農長野が関係者との調整を行い、新たな出荷先を決めるとともに、北信食肉施設や佐久市の食肉カット施設の受け入れ体制を確保する必要がございます。

現在、全農長野におきまして新たな出荷先を調整しているところであります。年内には生産者へ具体的な出荷先が示される見通しです。この動きに並行しまして、県としましては、輸送コストの増嵩分などに対する必要な支援策をスピード感を持って具体化してまいります。

次に、松本食肉施設の閉鎖に伴う取組などについてでございます。

これまで、各地域で開催した説明会において、生産者から不安の声をお聞きしている一方で、若手生産者が将来にわたり希望を持って経営ができる環境づくりや、ベテラン農家の離農が進まないような対応が求められております。このたび、県が主体となって設置した検討会議には、生産者、流通販売事業者、消費者、市町村等本県の畜産に関わる幅広い方々に参画いただいておりますので、これら関係者が一丸となって本県畜産業の将来展望を目指す姿として明確にし、その中で具体的な支援策を検討してまいります。

例えば、出荷先の変更に伴う掛かり増し経費の低減や大型車両の導入による運搬効率の向上など影響緩和への支援に加え、機械・施設の整備、スマート農業の導入といった持続的な生産強化やコスト低減等に資する生産者の新たなチャレンジへの支援、県産畜産物の消費拡大、観光等と連携したブランド価値向上への支援など、この機会に生産者が前向きになって経営を継続できる畜産振興策を、県、J Aグループ、関係市町村が一体となり、実行できるものから順次打ち出してまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔建設部長栗林一彦君登壇〕

○建設部長（栗林一彦君） 私には2点御質問をいただきました。

1点目として、中部縦貫自動車道の整備状況についてお答えします。

まず、松本波田道路は、昨年度までに94%の用地買収が完了しており、本年度は新村高架橋などの工事が行われるとともに、波田地区のボックスカルバート工事の発注手続が進むなど、着実に事業の進捗が図られているところであります。

次に、松本波田道路の先線となる波田ー中ノ湯間は、他県に比べて進捗が遅れていますの

で、計画段階評価の手続にできるだけ早く着手できるように、これまで、国、県、松本市による整備検討会を2回開催し、ルート案の検討を進めているところでございます。このルート案の検討に当たりましては、地域の自然・社会条件を考慮するほか、国道158号とのアクセス位置が重要な課題となりますので、次回の整備検討会に向けて関係機関による勉強会を令和6年3月及び今年の3月に開催し、準備を進めております。

次に、事業進捗のための国への働きかけにつきましては、議員の御発言にもございました地域からの期待の高まりや、第1次国土強靭化実施中期計画の内容を踏まえ、大変重要であると認識しております。

これまでも、松本波田道路の早期完成や波田一中ノ湯間の計画段階評価の早期着手について、年2回、知事から直接国へ要望を行っており、本年6月にも実施したところでございます。県といたしましては、引き続き関係自治体や地域の皆様と一層の連携強化を図り、中部縦貫自動車道の一日も早い全線開通に向けて取り組んでまいります。

次に、国道158号の改良事業についてお答えいたします。

国道158号は、県内有数の観光地である上高地へのアクセス道路であるとともに、第2次緊急輸送道路にも指定されていることから、観光、防災の両面から当路線の整備が大変重要と認識しております。国の権限代行による奈川渡改良事業は、全体延長2.2キロのうち、大白川トンネルと大白川大橋の約1.8キロが既に完成し、本年度は新入山トンネルの工事が進められているところであります。現在、奈川渡ダム側のトンネル坑口において、のり面補強工事を夜間作業により行っており、準備が整い次第トンネル掘削に着手する予定と聞いております。

次に、県が実施している狸平工区につきましては、全体延長1.5キロのうち約1.1キロのトンネルが令和6年7月に貫通し、本年度はトンネルの舗装工事や梓川を渡河する橋梁の下部工事を実施する予定としております。この梓川に架かる橋は、急峻なV字谷地形における橋桁の架設や現道の交通処理など技術的難易度が高い工事になりますので、施工方法を入念に検討した上で工事を進めてまいります。

今後も、国や松本市と連携し、地域の皆様と情報を共有しながら早期完成に向け事業を推進してまいります。

以上です。

〔7番青木崇君登壇〕

○7番（青木崇君）ただいまそれぞれ御答弁をいただきました。

空港についてですけれども、だんだん空港の裾野が広がっているような感じがして、大変ありがとうございます。路線拡大や新規就航についてもしっかりと取り組んでいくと、そして神戸便もこれ以上の減便がないようにということで力強い答弁をいただいたところでございます。国

への働きかけも含め、ぜひ引き続きのお取組をお願いしたいと思います。

そしてまた、松本空港を軸にした産業振興についても、ぜひ県庁各部局と連携しながら横断的視点で具現化していただくようにお願いしたいと思います。

また、全国知事会長に就任されました阿部知事におかれましては、海外で観光P R等を行う機会もあるかと思います。ぜひこの地方空港を活用したインバウンド誘致という部分についても取り組んでいただきたいと思っているところです。地方空港網を生かすことは、地方の未来を切り開く大きな力となります。県営空港を擁する長野県としてぜひ国に対してもこの地方空港網支援について働きかけをお願いいたします。

畜産振興につきましては、具体的な今後のスケジュールや支援内容の例についても触れていただきました。農家の営農継続や設備投資への意欲が損なわれないように、県として本当に先手を打った対応、そして早期の方針提示を行っていただきまして、未来の畜産農家の切実な声にしっかりと応えられるような取組をぜひお願いしたいと思います。

そして、松本波田道路、国道158号の順調な進展についても確認したところであります。中部縦貫自動車道を含め、これらの路線は地域住民の長年の悲願であります。今後も継続的にその推進を取り上げてまいりたいと思いますし、今後確実な予算確保と着実な前進を共に進めてまいりたいと思います。

以上を申し上げ、私の全ての質問を終結いたします。ありがとうございました。

○副議長（中川博司君）この際、15分間休憩いたします。

午後2時23分休憩

午後2時39分開議

○議長（依田明善君）休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて発言を許します。

埋橋茂人議員

〔35番埋橋茂人君登壇〕

○35番（埋橋茂人君）改革信州の埋橋茂人です。通告に従い、今回は二つ大きな質問をさせていただきます。

一つ目は、フードバンク、こども食堂への支援対策についてであります。

今定例会における知事議案説明でも触れられていますが、物価高騰が止まらず、実質賃金は、春闘時における4年連続の大幅賃上げや最低賃金の大幅アップにもかかわらず、低下しています。

ちなみに、長野市の消費者物価指数は、総合指数では、2020年（令和2年）を基準として、

21年は100で変わりませんが、22年103.2、23年106.9、24年110.2、25年は、年度中途ですが8月末で114.0と急騰しています。一方、実質賃金は、同様の基準年で、毎月勤労統計調査では2020年はマイナス1.2%、21年はプラス0.6%となりましたが、22年はマイナス1.0%、23年はマイナス2.5%、24年はマイナス0.3%、本年25年に入っても7月まで7か月連続低下しています。

2人以上世帯のエンゲル係数も2014年頃から上昇傾向になり、全国では、2020年27.5%、前年比1.8%、21年27.2%、これは前年比マイナス0.3%です。22年26.6%、これも前年比0.6%のマイナスでしたが、23年は27.8%と前年比プラス1.2%、24年28.3%、前年比0.5%と再び上昇に転じ、2019年以前に比べて2020年から24年の間に大幅に上昇しています。長野市のこの5年間の平均は25.5%で、全国都道府県の47都市中44位でした。失業率にも悪化の兆しが出ています。

このような状況の中で、大企業と中小企業の従業員の格差がさらに拡大しています。物価上昇を上回る賃金の引上げを実現した大企業従業員と、経営努力によっても価格転嫁や生産性向上のための設備投資が困難で、物価上昇をカバーできない多くの中小企業の従業員に対する物価高騰が及ぼす影響の差は明らかです。

とりわけ、輸入食品、生産資材の価格高騰、高止まりが、円安、ロシアのウクライナ侵攻やトランプ関税の影響により長期化、構造化しており、緊急の対策が求められていますが、参議院選挙後の政治空白の中で、具体的な施策が実施されていません。

年金生活者の皆さんには、春闘や最低賃金の結果は直接反映されず、むしろマクロ経済スライドの仕組みの中で手取りは減っており、厳しい生活実態に係る声が寄せられています。加えて、令和の米騒動の中で米の価格が高騰し、より一層生活が厳しくなっています。稲作農家の再生産価格の確保とともに、消費者米価の異常高騰時のトリガー制度の導入などが必要と思います。

今回は、そんな状況の中で、補正予算で配慮されていることに感謝しつつ、厳しい現場で努力されているフードバンク、こども食堂への一層の支援対策についてこども若者局長に6点伺います。

一つ、食料品、米価等の高騰に伴い、フードバンク、こども食堂が食料品確保に困難を来している実態がありますが、現状をどう認識されていますか。

二つ、とりわけ米の確保に苦労されたり、困難になっている状況に対し、政府備蓄米の無償交付の仕組みがありますが、その実態と有効に機能しているのか、伺います。

三つ、このような状況を踏まえ、フードバンク、こども食堂への支援を目的とした県内の企業・団体からの寄附やふるさと納税制度「ガチなが（ふるさと信州寄付金事業）」での寄附の

状況について伺います。

四つ、こども食堂には行けない、行きにくい子供に対する実態把握が必要ではないかと考えますが、県は現状を把握していますか。

五つ、無料もしくは安価でかつ簡便に食料クーポンや食事クーポンの配布等の実物を提供する仕組みが必要だと考えますが、県の考え方を伺います。

六つ、自助では助からない、公助では間に合わないという実態に対し、それぞれの地域で様々な組織、個人が関わってここまで充実してきたこども食堂、フードバンクですが、担い手の高齢化、人手不足、物価高騰、組織間の融通体制などに加えて、生鮮食品の入手が難しいこと、保管施設の確保等、米の調達も減っておりまして、明らかに転機を迎えてますが、県の現状認識と見解及び対応について伺います。

〔県民文化部こども若者局長酒井和幸君登壇〕

○県民文化部こども若者局長（酒井和幸君） 私には6点御質問をいただきました。

まず、フードバンクやこども食堂の食料品確保の現状認識についてでございます。

これまで、県では、フードバンク団体等から必要となる食料品の確保状況等の聞き取りを機会を捉えて行ってきましたが、それによると、物価高騰の長期化や米不足等により、フードバンク団体やこども食堂に対する食料品の寄附が減少傾向にあり、特に米の確保に困難を抱えている状況にあると認識しております。

このため、県では、令和7年1月及び6月の補正予算において、フードバンク団体に対しては米をはじめとする食料品の支援を行うとともに、こども食堂に対しては運営費支援を例年より前倒しして実施したほか、全てのこども食堂を対象に緊急支援も行ってまいりました。これらの取組により、食料品の確保に一定の効果があったものと考えておりますが、フードバンク団体からは、寄附が減っており今後の活動が不安といった声、こども食堂からは、ボランティア確保や運営費確保が大変といった声を聞いており、引き続き関係団体や企業等と十分連携しながら支援していく必要があると認識しております。

次に、政府備蓄米の無償交付の活用状況についてでございます。

農林水産省が実施する政府備蓄米の無償交付は、以前からこども食堂を対象に行われてきましたが、昨年度からは、フードバンクも対象に広がったことで、食料確保が困難な団体にとってとても有効な支援になっております。

県では、これまで、農林水産省から無償交付の情報が入り次第、速やかにフードバンク団体やこども食堂、こども宅食を運営する団体に情報提供を行ってまいりました。この制度を活用して、フードバンク3団体に今年2月から8月の間に合計29トン、こども食堂やこども宅食を運営する27団体に、令和7年度において8月末現在合計約7.3トン交付しております。

今後も、政府備蓄米の無償交付の情報を迅速にこども食堂やフードバンク団体等に周知して、より多くの団体が制度を活用できるように努めてまいります。

次に、県内の企業・団体からの寄附及びふるさと納税の状況についてでございます。

フードバンク団体やこども食堂への支援については、県内の企業・団体や多くの県民の皆様からフードドライブによる食料品の寄附を頂いており、今年の夏休み前のフードドライブ統一キャンペーンでは、県庁舎での土日受付や県公式LINEや公式Xでの呼びかけ等により、多くの方に御協力をいただきました。

また、フードドライブ以外では、寄附金という形でも御支援をいただいております。昨年度、県内の企業・団体からは、4社から総額で約800万円もの御寄附を頂いたところです。

このほか、県が運営する共創型ふるさと納税サイト「ガチなが」では、信州こどもカフェ応援プロジェクトを立ち上げ、令和5年12月から令和6年11月までの間寄附金を募ったところ、目標額500万円のところ、37の個人・団体から約420万円の御支援をいただいております。こうした多くの方から頂いた食料品や寄附金につきましては、県内のフードバンク団体やこども食堂において、生活に困窮する子育て世帯等への支援に活用しております。

今後は、このような取組をより多くの方に知っていただけるよう、現場の声や活動の様子を動画やSNS等を通じて発信することで、自分も何か力になりたいと感じていただける方が増えるよう広報を強化するとともに、企業・団体への働きかけを強め、寄附金による支援の輪がさらに広がるよう取り組んでまいります。

次に、こども食堂に行きにくい子供の実態把握についてでございます。

令和4年度に実施した長野県子どもと子育て家庭の生活実態調査でこども食堂の利用に関する調査を行いましたが、その中では、こども食堂の認知度や利用経験にはらつきがあること、家庭の事情や人間関係の不安、距離的な問題等が利用の障壁になっていること、経済的に困窮している家庭ほどこども食堂の制度を知らない傾向があること等が分かり、多様な課題があると受け止めております。

このため、今後とも実態把握に努めるとともに、こども食堂の意義、活動内容や参加者の声、開催情報を県のホームページや公式LINEを活用して発信すること等で、初めて利用される方にも安心して足を運んでいただけるこども食堂となるよう取り組んでまいります。

次に、食料クーポン・食事クーポンの配付に対する考え方についてでございます。

議員から御提案をいただきました食事クーポン等につきましては意義のある御提案と受け止めておりますが、県独自のクーポンの発行は、財政負担や制度設計上の公平性の確保などについて慎重に検討する必要があると考えております。

現在、全国規模の民間団体主導により、飲食店が利用客の支援を得て子供に無料で食事を提

供するフードリボンプロジェクトが実施されており、現在、県内では4店舗が参加されていると承知しております。

県としては、こうしたフードリボンプロジェクトのような民間等が主導する取組が県内各地で広がることは望ましいと考えており、飲食業関係組合等への周知や協力要請を行うことなどにより、こども食堂に足を運びにくい子供たちなどへの支援も充実するよう取り組んでまいります。

最後に、転機を迎えたこども食堂への支援に対する現状認識と対応についてでございます。

フードバンク団体やこども食堂は、地域における食のセーフティーネットとして重要な役割を果たしておりますが、議員御指摘のとおり、後継者の確保や人手不足、物価高騰下における食材調達等、多くの課題があると認識しております。

県では、年3回にわたりフードドライブ統一キャンペーンを実施し、広く県民や企業・団体に対して食料品の寄附を呼びかけております。近年では、その趣旨に賛同する企業・団体が増加しており、職場内でのフードドライブの実施やそれぞれの強みを生かした協力が進むなど、官民が連携した共創の取組が広がっております。今後も、こうした機運をさらに高めるべく、キャンペーンの周知と参加の呼びかけを継続的に行ってまいります。

持続可能で効果的な支援を行う上で、フードバンク団体とこども食堂を一体的に支援するなどの体制づくりが必要と認識しており、情報共有のほか、食材の融通、人材確保、人材育成等を包括的に支援する体制構築に向け、関係者と共に検討を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

[35番埋橋茂人君登壇]

○35番（埋橋茂人君）答弁をいただきました。

令和7年度の第1回の県政アンケート調査によれば、フードバンクやフードドライブ等の未利用食品の寄附活動の認知度は約5割です。参加したことがあるという方は1割に満たない状態です。「知っているが参加したことない」とか、「知らないししないと思う」という方が4分の3を占めています。ぜひもう少し周知活動を強めていただければというふうに思います。

同様の趣旨で、次の質間に移ります。次に、様々な困難を抱える方の支援に携わる支援者への対応の強化充実について伺います。

多様で複合的な課題を抱える世帯や人への支援には、制度のはざまに落ちることなく、様々な立場の人が関わり、個々の状況に応じた支援が求められます。

現在、県では、就労支援と生活維持のための経済的支援拠点として、生活困窮者自立支援法に基づき平成27年に県が設置した生活就労支援センター「まいさぽ」をワンストップ型の相談支援拠点として活動していますが、相談件数も増加する中、体制強化を図るため、相談・就労

支援員も増員して対応に当たっていただいているところです。

しかしながら、障がいのある方の就労支援事業所などの現場は人材確保難であり、支援する側への支援が極めて重要な観点です。支援者の仕事に見合った賃金が支払われ、支援者も一人で悩むことなく、緊急で支援が必要だった場合にも対応できるよう、人材確保と雇用の安定が求められます。

他方、労働力人口が減少する中で、地域を維持するためには、様々な困難を抱える方々を受け入れ、社会の担い手を一人でも多く増やしていく必要があります。そうした中、本年8月、県社会福祉法人経営者協議会、県社会福祉協議会、連合長野、県労働者福祉協議会の4者により、はたらく・つながる・プチバイト推進協議会が設立されました。

もともと、プチバイトは、平成27年に県社会福祉法人経営者協議会と県社会福祉協議会が協力して始めた就労体験と小口給付を組み合わせた独自の支援事業です。生活困窮や様々な生きづらさを抱える人々の自立への一歩を応援してきました。プチバイトによる小さな一歩は、誰もが自分らしい生活を取り戻し、再チャレンジにつなげるための確かな入り口となり得ます。このような思いから、福祉団体と労働団体が協力して、はたらく・つながる・プチバイト推進協議会が設立されました。県民一人一人をはじめ、企業、学校、行政など多様な分野と連携しながらプチバイトの輪を広げたいとして設立したとお聞きしております。

こうしたことを踏まえ、以下4点質問いたします。

一つ、現在県において実施している生活困窮者自立支援事業については、今まで以上にNPO法人や社会福祉法人、社会福祉協議会、労働者福祉協議会などの社会資源をより一層活用、連携し、支援を強化充実すべきと考えますが、いかがでしょうか。

二つ、就労準備支援事業等に取り組むまいさぼ等における生活困窮者支援者への支援の強化を図るため、プチバイト職業体験受入れ事業所のための支援や、設立された県プチバイト推進協議会への支援体制の検討について所見を伺います。

三つ、現在県が設置している、主に若者支援を対象としたジョブカフェ信州における調理補助や、病院、公園の清掃業務等の就労実体験、ジョブチャレの最近の実績並びに就職に至った実績とその雇用期間について伺います。また、若者の中でも、特にひきこもりの方が就労するための支援は重要と考えますが、現在の県の支援はいかがでしょうか。また、今後どのような支援をしていくつもりなのか。以上3点、米沢産業労働部長に伺います。

最後に、知事に伺います。労働力人口の減少に対する担い手不足解消のためにも、可処分所得の向上や長時間労働の是正等とともに、障害や生活困窮、ひきこもりなど様々な困難を抱える方々の就労による自己実現や社会的自立を支援することも重要と考えます。そのため、そうした支援を行う方々に対する処遇改善の方策を県として促進していただきたいのですが、

知事の所感を伺います。

〔健康福祉部長 笹渕美香君登壇〕

○健康福祉部長（笹渕美香君） 2点、様々な困難を抱える方への支援に関するお尋ねがありました。

初めに、生活困窮者自立支援事業におけるNPO法人等との連携強化についてでございます。

生活困窮者自立支援事業については、平成27年の立ち上げ当初から、事業委託先の県社会福祉協議会がNPO法人や福祉団体等との長年にわたる連携協働を通じて培ってきたネットワークを生かし、就労準備や家計相談など多面的な支援を実施しているところでございます。

また、令和6年度の生活困窮者自立支援法の改正では、複合的な課題を抱えるケースについて、関係者による支援会議で十分に情報共有を図ることや、単身高齢者など住居確保が困難な方への居住支援強化などが追加され、地域や多様なNPO法人等との連携が一層重要となっております。

県としても、従来の生活相談や求職者支援などに加え、今後居住支援事業を支えていただくな不動産関係団体等も交えた協議の場を設けるなど、包括的に生活困窮者を支える体制づくりに取り組み、支援の強化充実を図ってまいります。

次に、プチバイト受入れ事業所やプチバイト推進協議会への支援についてでございます。

議員御指摘のプチバイト事業は、生活困窮者が働くきっかけを得ることを目的とした短期間・短時間の職場体験型支援であり、従来のまいさぽ等による県の就労支援施策を補完する役割を担っていただいているものと認識しております。

複合的な課題を抱える生活困窮者への支援には、こうした民間ならではの柔軟性や現場の対応力が不可欠であり、県としてもこの取組がより効果的に展開されるよう支援していく必要があると考えております。そのため、まずはより多くの事業所や県民の皆様に制度を知っていただけるよう、県の広報媒体を活用した情報提供を強化し、協力事業所の拡充につなげてまいります。

また、まいさぽ相談員と受入れ事業所の連携強化による継続的なフォローアップや事業所の担当者への研修等を通して現場の受入れ体制づくりをサポートするとともに、県プチバイト推進協議会に対しては、地域の支援機関との情報交換の場を設けるなど、協議会の活動が円滑に進むよう後押ししてまいりたいと考えております。

今後とも現場の声を丁寧にお聞きしながら、民間と行政が協働して生活困窮者支援の充実を図ってまいります。

以上でございます。

〔産業労働部長 米沢一馬君登壇〕

○産業労働部長（米沢一馬君） 私にはジョブチャレの実績とひきこもりの方への就労支援の取組についてお尋ねをいただきました。

まず、ジョブチャレについてです。

働くことに不安を抱える若者を対象に、就労体験を通じた社会参加へのきっかけを提供するジョブチャレには、昨年度、工場での作業や飲食店における調理の補助、介護業務などに6名の方が参加されました。このうち2名の方が就職されましたが、いずれも1年以内に退職されている状況です。

次に、ひきこもりの方に対する支援の状況です。

ひきこもりの方に対しては、令和4年3月の「長野県における今後のひきこもり支援のあり方取りまとめ」において、中間的な就労の場など多様な社会参加の場づくりを推進することが重要であるとされています。また、早期に退職される方も多いことから、就労後の定着に向けた支援も併せて重要であると認識しております。

このため、働くことに一步踏み出したい方に対しては、ジョブカフェ信州でキャリアカウンセリングを行い、相談者の状況に応じて中間的な就労の場の提供となるジョブチャレへの参加や、地域就労支援センター「Jobサポ」を通じた一般的な就労につなげる対応を行っていきます。

また、生活相談から自立支援まで一貫した支援を行う地域若者サポートステーションやまいさぽなどの支援機関とも連携し、今後は、プチバイトも含めたさらなる中間的な就労の場の確保や一般的な就労に向けた心構えなど、一人一人に寄り添った就労相談やマッチング支援を行うとともに、就職後も一定期間のフォローにより定着を確認するなど、自らが望む社会との関わり方や働き方が実現できるような就労支援を行ってまいります。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君） 私に対しては、様々な困難を抱える方の支援に携わる方々の処遇改善のための方策を県として促進していただきたいがどうかという御質問でございます。

障害、生活困窮、ひきこもりなど様々な困難を抱える方が、御自身の特性や強みを生かして仕事に就き、あるいは社会の一員として御活躍いただくことは、御本人にとっても社会にとっても大変重要なことだというふうに考えております。

こうした方々への支援は、個々の方々の状況に合わせたきめ細かな支援が必要であることから、やはりそうした方を支援する人たちが意欲を持って働くための処遇や環境を整えていくことが大変重要だというふうに考えております。

これまで、障がい福祉サービス事業所の賃上げや職場環境改善のための助成を行ってきて いるほか、生活困窮者やひきこもりの方の支援をいたします県のまいさぽにおきましては、令

和5年度に相談支援の中核を担う主任相談員を正規職員化し、その後も賃金体系を見直すなど、処遇の改善や専門性の向上を図ってきたところでございます。

困難を抱える方への支援は、その多くが法律や国の制度に基づいて行われており、支援者の方の処遇改善も国と地方が連携して取り組むべき重要な課題だというふうに考えております。今後とも、国に対しては、現場の声を丁寧にお伺いしながら、公定価格や補助基準額の引上げなど必要な要望を行っていきたいと考えております。

また、相談支援を担う人材の安定的な確保や支援の質の向上の観点から、まいさぽ相談員等の雇用の在り方について、事業の委託先であります県社会福祉協議会とも連携して検討していくたいと考えております。

以上です。

[35番埋橋茂人君登壇]

○35番（埋橋茂人君）答弁ありがとうございました。

実は、年金を受給する期間を短くするために定年が延長されています。生涯現役というようなお話で、それはそれとして、喜ぶべきことなのか悲しむべきことなのか分かりませんが、かつて55歳の定年のときは、定年で辞めれば農業も20年できた、さらに地域でいろいろな貢献もできたということですが、今、それがほとんど困難になりつつあります。非常に大きな問題で、やはり兼業農家だとか、商店の皆さん、家にいてそこを支えていらっしゃるさんは本当に大切ではないかなと思う次第であります。やはり高齢化の中でこんな影響が出ているのだということで、定年延長がこういう反作用を持っているということを、私も、今回久しぶりに調べてみて感じた次第であります。

また、知事からも御答弁をいただきましたけれども、今回私が申し上げているのは、支援の直接対象者ではなくて、それをつなぐ皆さんへの支援を求め、お願いした次第であります。とりわけ、台風19号のときに、ボランティアの皆さんに全国から大勢お見えいただいて、その折、無償のボランティアではずっと続かないということを、私、この場で申し上げたことがあります。その折、ボランティアへの支援を知事から答弁いただいて、ボランティアに出かける皆さんへの運賃助成が実現いたしました。非常に喜ばれております。何回も何回も私のところへそんなお話をいただきました。

全国知事会の会長におなりになるわけでございますので、今の答弁を踏まえて、ぜひ頑張っていただることをお願いし、期待をして、今回の私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（依田明善君）以上で行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑は終局いたしました。

○議長（依田明善君）お諮りいたします。第26号「土地利用審査会委員の選任について」及び第27号「教育委員会委員の選任について」は、それぞれ会議規則第44条の規定により委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（依田明善君）御異議なしと認めます。よって、本件はそれぞれ委員会審査を省略することに決定いたしました。

本件それぞれに対して討論の通告がありませんので、本件を一括して採決いたします。

本件それぞれ、原案どおり同意するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（依田明善君）御異議なしと認めます。よって、本件はそれぞれ原案どおり同意することに決定いたしました。

●知事提出議案委員会付託

○議長（依田明善君）次に、お諮りいたします。第24号「令和6年度長野県一般会計及び特別会計の決算の認定について」及び第25号「令和6年度長野県企業特別会計剰余金の処分及び決算の認定について」は、決算特別委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（依田明善君）御異議なしと認めます。よって、本件は決算特別委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。付託一覧表は後刻お手元に配付いたします。

○議長（依田明善君）次に、残余の知事提出議案をそれぞれ所管の委員会に付託いたします。

各委員会におかれては、慎重審議の上、速やかに議長の手元まで審査報告書を提出願います。付託一覧表は後刻お手元に配付いたします。

●請願・陳情提出報告、委員会付託

○議長（依田明善君）次に、去る6月定例会後、県議会に対して請願及び陳情の提出がありましたので、報告いたします。

〔職員朗読、議案等の部「4 請願・陳情文書表」参照〕

○議長（依田明善君）以上であります。

ただいま報告いたしました請願及び陳情を、それぞれ関係の委員会に付託いたします。

各委員会におかれでは、慎重審議の上、速やかに議長の手元まで審査報告書を提出願います。請願・陳情文書表は後刻お手元に配付いたします。

●陳情取下げの件

○議長（依田明善君） 次に、お手元に配付いたしましたとおり、陳情の取下願がありましたので、報告いたします。朗読は省略いたします。

ただいま報告いたしました陳情取下げの件を本日の日程に追加いたします。

本件を一括して議題といたします。

お諮りいたします。本件については、それぞれ願い出のとおり取下げを許可するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（依田明善君） 御異議なしと認めます。よって、本件はそれぞれ願い出のとおり取下げを許可することに決定いたしました。

〔議案等の部「5 陳情取下願」参照〕

●議員提出議案の報告

○議長（依田明善君） 次に、議員から議案の提出がありましたので、報告いたします。

〔職員朗読〕

議第1号

私学助成の一層の拡充を求める意見書案提出書

令和7年10月2日

長野県議会議長 依田明善様

提出者

佐々木 祥二 小林 東一郎 小山 仁志

清水 純子 毛利 栄子

賛成者

丸山 栄一 服部 宏昭 萩原 清

風間 辰一 西沢 正隆 宮本 衡司

小池 清 山岸 喜昭 堀内 孝人

酒井 茂 共田 武史 寺沢 功希

大畑 俊隆 宮下 克彦 竹内 正美

丸茂 岳人 大井 岳夫 山田 英喜

向山 賢悟	早川 大地	垣内 将邦
青木 崇	荒井 武志	高島 陽子
埋橋 茂人	続木 幹夫	花岡 賢一
望月 義寿	佐藤 千枝	丸山 寿子
竹村 直子	小林 陽子	林 和明
小池 久長	百瀬 智之	清水 正康
小林 あや	奥村 健仁	グレート無茶
川上 信彦	加藤 康治	勝野 智行
勝山 秀夫	和田 明子	両角 友成
山口 典久	藤岡 義英	宮澤 敏文
小林 君男		

長野県議会会議規則第23条第1項の規定により、議案を別紙のとおり提出します。

議第2号

地域における食肉流通体制の維持を求める意見書案提出
書

令和7年10月2日

長野県議会議長 依田明善様

提出者

佐々木 祥二	小林 東一郎	小山 仁志
清水 純子	毛利 栄子	

賛成者

丸山 栄一	服部 宏昭	萩原 清
風間 辰一	西沢 正隆	宮本 衡司
小池 清	山岸 喜昭	堀内 孝人
酒井 茂	共田 武史	寺沢 功希
大畑 俊隆	宮下 克彦	竹内 正美
丸茂 岳人	大井 岳夫	山田 英喜
向山 賢悟	早川 大地	垣内 将邦
青木 崇	荒井 武志	高島 陽子
埋橋 茂人	続木 幹夫	花岡 賢一
望月 義寿	佐藤 千枝	丸山 寿子

竹村直子 小林陽子 林和明
小池久長 百瀬智之 清水正康
小林あや 奥村健仁 グレート無茶
川上信彦 加藤康治 勝野智行
勝山秀夫 和田明子 両角友成
山口典久 藤岡義英 宮澤敏文
小林君男

長野県議会会議規則第23条第1項の規定により、議案を別紙のとおり提出します。

議第3号

地方議会議員の厚生年金加入のための法整備を求める意

見書案提出書

令和7年10月2日

長野県議会議長 依田明善様

提出者

佐々木祥二 小林東一郎 小山仁志
清水純子

賛成者

丸山栄一 服部宏昭 萩原清
風間辰一 西沢正隆 宮本衡司
小池清 山岸喜昭 堀内孝人
酒井茂 共田武史 寺沢功希
大畑俊隆 宮下克彦 竹内正美
丸茂岳人 大井岳夫 山田英喜
向山賢悟 早川大地 堀内将邦
青木崇 荒井武志 高島陽子
埋橋茂人 繩木幹夫 花岡賢一
望月義寿 佐藤千枝 丸山寿子
竹村直子 小林陽子 林和明
小池久長 百瀬智之 清水正康
小林あや 奥村健仁 グレート無茶
川上信彦 加藤康治 勝野智行

勝 山 秀 夫 宮 澤 敏 文

長野県議会会議規則第23条第1項の規定により、議案を別紙のとおり提出します。

議第4号

上下水道管の老朽化対策の更なる推進を求める意見書案
提出書

令和7年10月2日

長野県議会議長 依 田 明 善 様

提 出 者

佐々木 祥 二 小 林 東一郎 小 山 仁 志
清 水 純 子 毛 利 栄 子

賛 成 者

丸 山 栄 一 服 部 宏 昭 萩 原 清
風 間 辰 一 西 沢 正 隆 宮 本 衡 司
小 池 清 山 岸 喜 昭 堀 内 孝 人
酒 井 茂 共 田 武 史 寺 沢 功 希
大 畑 俊 隆 宮 下 克 彦 竹 内 正 美
丸 茂 岳 人 大 井 岳 夫 山 田 英 喜
向 山 賢 悟 早 川 大 地 垣 内 將 邦
青 木 崇 荒 井 武 志 高 島 陽 子
埋 橋 茂 人 繁 木 幹 夫 花 岡 賢 一
望 月 義 寿 佐 藤 千 枝 丸 山 寿 子
竹 村 直 子 小 林 陽 子 林 和 明
小 池 久 長 百 瀬 智 之 清 水 正 康
小 林 あ や 奥 村 健 仁 グレート無茶
川 上 信 彦 加 藤 康 治 勝 野 智 行
勝 山 秀 夫 和 田 明 子 両 角 友 成
山 口 典 久 藤 岡 義 英 宮 澤 敏 文
小 林 君 男

長野県議会会議規則第23条第1項の規定により、議案を別紙のとおり提出します。

議第5号

療育手帳制度の運用の統一化を求める意見書案提出書

令和7年10月2日

長野県議会議長 依田明善様

提出者

佐々木 祥二 小林 東一郎 小山 仁志
清水 純子 毛利 栄子

賛成者

丸山 栄一 服部 宏昭 萩原 清
風間 辰一 西沢 正隆 宮本 衡司
小池 清 山岸 喜昭 堀内 孝人
酒井 茂 共田 武史 寺沢 功希
大畑 俊隆 宮下 克彦 竹内 正美
丸茂 岳人 大井 岳夫 山田 英喜
向山 賢悟 早川 大地 堀内 将邦
青木 崇 荒井 武志 高島 陽子
埋橋 茂人 繩木 幹夫 花岡 賢一
望月 義寿 佐藤 千枝 丸山 寿子
竹村 直子 小林 陽子 林 和明
小池 久長 百瀬 智之 清水 正康
小林 あや 奥村 健仁 グレート無茶
川上 信彦 加藤 康治 勝野 智行
勝山 秀夫 和田 明子 両角 友成
山口 典久 藤岡 義英 宮澤 敏文
小林 君男

長野県議会議規則第23条第1項の規定により、議案を別紙のとおり提出します。

議第6号

持続可能な地域医療体制の確保に向けた支援の強化を求
める意見書案提出書

令和7年10月2日

長野県議会議長 依田明善様

提出者

佐々木 祥二 小林 東一郎 小山 仁志
清水 純子 毛利 栄子

賛成者

丸山 栄一 服部 宏昭 萩原 清
風間 辰一 西沢 正隆 宮本 衡司
小池 清山 岸喜昭 堀内 孝人
酒井 茂共 田 武史 寺沢 功希
大畠 俊隆 宮下 克彦 竹内 正美
丸茂 岳人 大井 岳夫 山田 英喜
向山 賢悟 早川 大地 堀内 将邦
青木 崇荒 井 武志 高島 陽子
埋橋 茂人 繁木 幹夫 花岡 賢一
望月 義寿 佐藤 千枝 丸山 寿子
竹村 直子 小林 陽子 林 和明
小池 久長 百瀬 智之 清水 正康
小林 あや 奥村 健仁 グレート無茶
川上 信彦 加藤 康治 勝野 智行
勝山 秀夫 和田 明子 両角 友成
山口 典久 藤岡 義英 宮澤 敏文
小林 君男

長野県議会会議規則第23条第1項の規定により、議案を別紙のとおり提出します。

議第7号

高等学校授業料無償化制度の拡充を求める意見書案提出

書

令和7年10月2日

長野県議会議長 依田 明善 様

提出者

佐々木 祥二 小林 東一郎 小山 仁志
清水 純子 毛利 栄子

賛成者

丸山 栄一 服部 宏昭 萩原 清

風間辰一	西沢正隆	宮本衡司
小池清	山岸喜昭	堀内孝人
酒井茂	共田武史	寺沢功希
大畠俊隆	宮下克彦	竹内正美
丸茂岳人	大井岳夫	山田英喜
向山賢悟	早川大地	垣内将邦
青木崇	荒井武志	高島陽子
埋橋茂人	続木幹夫	花岡賢一
望月義寿	佐藤千枝	丸山寿子
竹村直子	小林陽子	林和明
小池久長	百瀬智之	清水正康
小林あや	奥村健仁	グレート無茶
川上信彦	加藤康治	勝野智行
勝山秀夫	和田明子	両角友成
山口典久	藤岡義英	宮澤敏文
小林君男		

長野県議会会議規則第23条第1項の規定により、議案を別紙のとおり提出します。

議第8号

危険鳥獣による被害防止対策の更なる充実を求める意見

書案提出書

令和7年10月2日

長野県議会議長 依田明善様

提出者

佐々木祥二	小林東一郎	小山仁志
清水純子	毛利栄子	

賛成者

丸山栄一	服部宏昭	萩原清
風間辰一	西沢正隆	宮本衡司
小池清	山岸喜昭	堀内孝人
酒井茂	共田武史	寺沢功希
大畠俊隆	宮下克彦	竹内正美

丸 茂 岳 人	大 井 岳 夫	山 田 英 喜
向 山 賢 悟	早 川 大 地	垣 内 将 邦
青 木 崇 崇	荒 井 武 志	高 島 陽 子
埋 橋 茂 人	続 木 幹 夫	花 岡 賢 一
望 月 義 寿	佐 藤 千 枝	丸 山 寿 子
竹 村 直 子	小 林 陽 子	林 和 明
小 池 久 長	百 瀬 智 之	清 水 正 康
小 林 あ や	奥 村 健 仁	グレート無茶
川 上 信 彦	加 藤 康 治	勝 野 智 行
勝 山 秀 夫	和 田 明 子	両 角 友 成
山 口 典 久	藤 岡 義 英	宮 澤 敏 文
小 林 君 男		

長野県議会会議規則第23条第1項の規定により、議案を別紙のとおり提出します。

議第9号

違法な生活保護費減額による被害の速やかな回復を求める意見書案提出書

令和7年10月2日

長野県議会議長 依 田 明 善 様

提 出 者

佐々木 祥 二	小 林 東一郎	小 山 仁 志
清 水 純 子	毛 利 栄 子	

賛 成 者

丸 山 栄 一	服 部 宏 昭	萩 原 清
風 間 辰 一	西 沢 正 隆	宮 本 衡 司
小 池 清	山 岸 喜 昭	堀 内 孝 人
酒 井 茂	共 田 武 史	寺 沢 功 希
大 畑 俊 隆	宮 下 克 彦	竹 内 正 美
丸 茂 岳 人	大 井 岳 夫	山 田 英 喜
向 山 賢 悟	早 川 大 地	垣 内 将 邦
青 木 崇 崇	荒 井 武 志	高 島 陽 子
埋 橋 茂 人	続 木 幹 夫	花 岡 賢 一

望月義寿 佐藤千枝 丸山寿子
竹村直子 小林陽子 林和明
小池久長 百瀬智之 清水正康
小林あや 奥村健仁 グレート無茶
川上信彦 加藤康治 勝野智行
勝山秀夫 和田明子 両角友成
山口典久 藤岡義英 宮澤敏文
小林君男

長野県議会会議規則第23条第1項の規定により、議案を別紙のとおり提出します。

議第10号

米の安定供給に向けた取組の強化を求める意見書案提出
書

令和7年10月2日

長野県議会議長 依田明善様

提出者

佐々木祥二 小林東一郎 小山仁志
清水純子 毛利栄子

賛成者

丸山栄一 服部宏昭 萩原清
風間辰一 西沢正隆 宮本衡司
小池清 山岸喜昭 堀内孝人
酒井茂 共田武史 寺沢功希
大畑俊隆 宮下克彦 竹内正美
丸茂岳人 大井岳夫 山田英喜
向山賢悟 早川大地 堀内将邦
青木崇 荒井武志 高島陽子
埋橋茂人 繁木幹夫 花岡賢一
望月義寿 佐藤千枝 丸山寿子
竹村直子 小林陽子 林和明
小池久長 百瀬智之 清水正康
小林あや 奥村健仁 グレート無茶

川上信彦 加藤康治 勝野智行
勝山秀夫 和田明子 両角友成
山口典久 藤岡義英 宮澤敏文
小林君男

長野県議会会議規則第23条第1項の規定により、議案を別紙のとおり提出します。

〔議案等の部「1 議案 (2)議員提出議案」参照〕

○議長（依田明善君）以上であります。

ただいま報告いたしました議員提出議案を本日の日程に追加いたします。

●議員提出議案

○議長（依田明善君）最初に、議第1号「私学助成の一層の拡充を求める意見書案」、議第2号「地域における食肉流通体制の維持を求める意見書案」、議第4号「上下水道管の老朽化対策の更なる推進を求める意見書案」、議第5号「療育手帳制度の運用の統一化を求める意見書案」、議第6号「持続可能な地域医療体制の確保に向けた支援の強化を求める意見書案」、議第7号「高等学校授業料無償化制度の拡充を求める意見書案」、議第8号「危険鳥獣による被害防止対策の更なる充実を求める意見書案」、議第9号「違法な生活保護費減額による被害の速やかな回復を求める意見書案」及び議第10号「米の安定供給に向けた取組の強化を求める意見書案」を一括して議題といたします。

お諮りいたします。本案については、それぞれ会議規則第44条の規定により提出者の説明及び委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（依田明善君）御異議なしと認めます。よって、本案はそれぞれ提出者の説明及び委員会審査を省略することに決定いたしました。

本案それぞれに対して質疑及び討論の通告がありませんので、本案を一括して採決いたします。

本案それぞれ、原案どおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（依田明善君）御異議なしと認めます。よって、本案はそれぞれ原案どおり可決されました。

●議員提出議案

○議長（依田明善君）次に、議第3号「地方議会議員の厚生年金加入のための法整備を求める

意見書案」を議題といたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第44条の規定により提出者の説明及び委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（依田明善君）御異議なしと認めます。よって、本案は提出者の説明及び委員会審査を省略することに決定いたしました。

本案に対して質疑及び討論の通告がありませんので、本案を採決いたします。

本案、原案どおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（依田明善君）起立多数。よって、本案は原案どおり可決されました。

○議長（依田明善君）次会は、来る10月10日午後1時に再開して、各委員長の報告案件を日程といたします。書面通知は省略いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後3時15分散会

